

まもりす^く倶^ら楽^ぶ部

のご案内

届出事業者さま限定

住宅保証機構の

お得!な団体工事保険



売掛補償
サポート

建設工事保険

請負業者賠償
責任保険

PL 保険
(生産物賠償)

事業活動総合
保険
(傷害プラン)

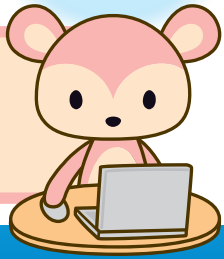
運送保険
〈工事用機械器具補償プラン〉
(物流総合保険)

被害トラブル
弁護士費用保険
(争訟対応費用保険)

情報漏えい保険
〈サイバー補償プラン〉
(業務過誤賠償責任保険)

中途加入は毎月受付中

WEBで
かんたん見積り



保険期間:2024年4月1日(午後4時)~2025年4月1日(午後4時)

～まもりす倶楽部団体保険制度～

まもりす倶楽部は、事業者の皆さまの万が一の備え

工事中の補償

任意でお申込み

**建設工事
保険**

P.5

建設中の建物が火災により全焼した。

事故例



+ 運送保険

P.7

任意でお申込み

**請負業者
賠償責任
保険**

P.9

工事中に、誤って工具を落とし第三者の駐車車両をキズつけた。

事故例



工事後の補償

会員になると自動セット

**PL保険
(生産物賠償)**

※PL保険の保険料は、会費に含まれています。

P.11

給排水管の取付けミスにより水が漏れ、施主さまの家財を汚損した。

事故例



サイバー・情報漏えい事故が発生した際の補償

任意でお申込み

**情報漏えい保険
〈サイバー補償プラン〉**

(業務過誤賠償責任保険)

P.17

サイバー攻撃により請負契約者の情報等、顧客情報データが漏えいし、顧客への損害賠償が生じた。

事故例



貸倒れ・入金遅延リスクの補償

任意でお申込み

**NEW
売掛補償
サポート**

P.3

事故例



業務に関連して権利侵害を受けた際の弁護士費用の補償

任意でお申込み

**被害トラブル
弁護士費用
保険**
(争訟対応費用保険)

P.15

単独加入
コース

P.15

正しく施工したにも関わらず、施主さまから過度なやり直し工事を要求されている。

事故例



更新率
90%超
(2023年度)

約90%のまもりす倶楽部会員
事業者さまに翌年度もご契約
を更新いただいております。
(※2023年度実績)

と安定経営をお手伝いします。

業務中のケガの補償

任意でお申込み

事業活動総合 保険 (傷害プラン)

P.13

組み立て中の資材が崩れ
下敷きになってしまった。

事故例



まもりす倶楽部

金額が
知りたい

会費、保険料はこちら

P.45~49

見積書が
欲しい

お見積依頼書はこちら

P.38

入会
したい

入会申込書はこちら

(兼団体保険制度加入依頼書)

P.40~41

事故が起きて
しまった

事故報告書はこちら

P.43~44



経営支援

経営支援サービス

P.21



生産性向上・DX支援プロダクト

P.21



こころとからだホットライン

P.19~20



グッズ

販促グッズのご案内

P.22

お取引先の倒産事故
または入金遅延事故
によりご加入事業者さ
まが被る損害に対して
保険金をお支払い

(後日、損保ジャパンから取引先に債
務金額を求償します。)

被害トラブル弁護士費用保険ご加入者限定!

まずはこちら
をご覧ください



コンシェル

(無料電話相談)

電話オペレーターと弁護士
が常駐する相談窓口です。

一般的な法律相談も
可能です!!

詳しくは16ページへ

さらに...

弁護士費用(相談料、
着手金、報酬金、手
料等)をお支払い

ご加入手続きについては37ページをご覧ください! ➡

売掛補償サポート

(事業活動総合保険 マルチリスクプラン)
商取引ユニット + 休業ユニット
供給先占有物件のみ補償特約

任意でお申込み

売掛補償サポートとは?

日本国内における取引先が、ご加入事業者さまに対して負担する販売代金等の債務を履行しないことにより、ご加入事業者さまに損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

※損保ジャパンにて取引信用保険など他の保険にご加入の場合は、P.26「他の保険契約等がある場合の保険金のお支払額」をご確認ください。



1. 事故例



取引先から、支払期日を1か月経過後も売掛金が支払われなかった。



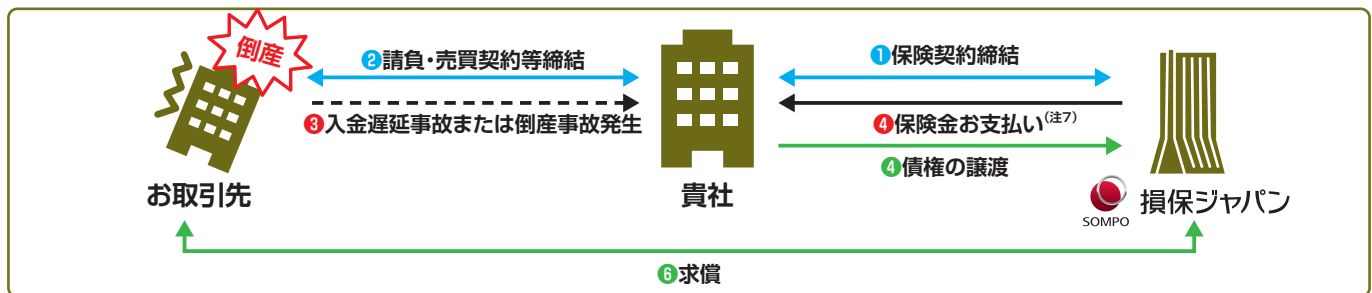
取引先が、業績不振で倒産したことにより、売掛金が回収不能になった。



取引先が、仮差押命令を受けたことで売掛金が回収不能になった。

2. 補償内容・保険金支払の流れ

対象となる取引	ご加入事業者さまが売主、委託者、受注者、受託者または賃貸人として、商品等について債務者と日本国内において締結した次のいずれかに該当する契約をいいます。ただし、ご加入事業者さまが事業として対価を得て行う事業者間の取引 ^(注1) にかかわる契約にかぎりません。 ① 売買契約 ^(注2) ② 売買委託契約 ③ 委託契約 ^(注3) ④ ⑤以外の請負契約 ^(注4) ⑤ 建設業法(昭和24年法律第100号)における建設工事の請負契約 ⑥ 賃貸借契約 ^(注5) ⑦ 立替払契約		
対象業種	建設業(リフォーム工事含む)または不動産業 ^(注6) に従事する事業者 ※対象業種以外の業務を営まれている場合にはご加入いただけません。詳しくはパンフレットP.24を参照ください。		
お支払限度額		プランA	プランB
	1債務者あたり	100万円	200万円
	保険期間中	1,000万円	2,000万円
保険金請求回数	保険期間中	10回まで	
自己負担額		なし	



(注1) ご加入事業者さまとその相手方である法人または個人事業主の間で行われる取引(個人は対象外)で、ご加入事業者さまおよびその相手方の両者の事業のために行う取引をいいます。
(注2) 設置工事など、商品の販売に付帯する工事を含みます。ただし、建物売買契約、土地売買契約およびこれらに付随する契約は対象外です。
(注3) 委任契約および準委任契約を含みます。
(注4) 運送契約を含みます。
(注5) リース契約、および1年を超える契約期間の賃貸借契約を除きます。また、契約期間満了時に契約者間の反対意思のないかぎり自動的に契約期間が延長または更新されることが約定されている1年以下の契約期間の賃貸借契約も除きます。
(注6) 不動産業には、「仲介業・建設設計事務所・不動産賃貸業」などを含みます。詳細は、P.24に記載の対象業種の詳細をご確認ください。
(注7) 保険金お支払い後にP.4の「保険金をお支払いできない主な場合」に該当することが判明した場合は、お支払いした保険金をただちに損保ジャパンに返金いただきます。

ご注意 債権譲渡の手続きを速やかに実施いただくなど、36ページ記載の①～⑥の事項にご協力いただけない場合、保険金をお支払いできない場合や、次年度のお引き受けをお断りする場合がございます。

- 特長 1** お取引先の貸倒れリスクを自動的に補償。急な取引開始にも対応!
- 特長 2** 加入手続きが簡単!面倒な取引先明細の作成や審査は不要!
- 特長 3** お取引先からの入金で1か月遅延した場合の入金遅延も補償!

3. お支払いする保険金

次のいずれかの事故によりご加入事業者さまが被る損害に対して、保険金をお支払いします。その際、ご加入事業者さまが債務者^(注8)に対して有する未回収債権額から、反対債務額^(注9)や担保等^(注10)から回収した金額、事故発生日以降にご加入事業者さまが弁済を受けた金額を差し引いた損害の額を保険金としてお支払いします。なお、保険期間を通じて1債務者あたりの限度額かつ保険期間中の限度額を限度とします。

ただし、保険金のお支払いができるのは、次のいずれかの事故が発生したと認められる時点において、その事故にかかる債務者に対して有する債権の合計額^(注11)が**10万円以上**である場合にかぎりです。

倒産事故	債務者が次のいずれかの事由により貴社に対して負担する債務を履行できないことをいいます。
	① 債務者に破産手続の開始、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始または特別清算の開始の申立があったこと
	② 債務者が取引金融機関または手形交換所の取引停止処分を受けたこと
	③ 債務者の財産に対して強制換価手続が開始されたこと、仮差押命令が発せられたことまたは保全差押としての通知が発せられたこと
	④ 債務者の相続人の全員が相続の限定承認もしくは相続の放棄の申述をしたことまたは財産の分離の請求がなされたこと
⑤ 債務者がその財産につき管理人を置かないままその住所または居所を去った後1か年間を経過してもその債務者の生存が確かめられないこと	
入金遅延事故	債務者が、貴社に対する債務の一部または全部を履行せず、その弁済期日 ^(注12) から1か月を経過したこと

(注8) 商品等の取引に関する契約においてご加入事業者さまの相手方となる買主、受託者、発注者、委託者または賃借人をいいます。

(注9) 保険事故発生時においてご加入事業者さまが取引先に対して負う債務の額をいいます。

(注10) すべての担保および保証契約(ファクタリングを含みます。)をいいます。

(注11) その事故にかかる債務者に対してご加入事業者さまが有する債権の合計額は、この保険で対象となる債権を合計した額をいい、それぞれの債権の額には遅延損害金の額は含めないものとします。

(注12) あらかじめ、弁済期日を設定し、期日を延期した場合^(注13)であっても、延期前の期日を弁済期日とみなします。また、保険金のお支払いには、弁済期日を確認できる資料の提出が必要となります。

(注13) 弁済期日の延期を目的とした代金決済日の繰延べまたは手形の書換えを含みます。

4. 保険期間と保険金を支払う場合の関係

① 倒産事故の場合

保険期間中に倒産事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。

保険金は**X**のある保険期間の条件に従いお支払いします。

● 債権発生日の詳細はP.25をご覧ください。

● 債権発生日 × 事故日 ◆ 弁済期日

契約状況	債権発生日	事故日	弁済期日	補償可否
ご契約なし	●	×	◆	×
ご契約初年度目	●	×	◆	×
ご契約2年度目	●	×	◆	○
ご契約なし	●	×	◆	○
ご契約なし	●	×	◆	×

欄外の※をご確認ください。

② 入金遅延事故の場合

入金遅延事故の事故日は入金遅延が発生してから1か月を経過した日(弁済期日から1か月を経過した日)になります。

保険金は**X**のある保険期間の条件に従いお支払いします。

● 債権発生日の詳細はP.25をご覧ください。

● 債権発生日 ◆ 弁済期日 (×は弁済期日までに入金がなかったことを意味します。点線はその後にも入金がないことをあらわしています) × 事故日

補償可否

契約状況	債権発生日	事故日	弁済期日	補償可否
ご契約なし	●	×	◆	×
ご契約初年度目	●	×	◆	×
ご契約2年度目	●	×	◆	○
ご契約なし	●	×	◆	○
ご契約なし	●	×	◆	×

欄外の※をご確認ください。

*ご契約が初年度契約である場合においては、保険期間の初日より前に発生した債権にかかる事故に対しては保険金をお支払いしません。(P.3「対象となる契約(取引)」の●に該当する契約にかかる債権の場合は、債権の発生時点に加え、商品等の取引に関する契約の締結日が保険期間の初日より前にある債権にかかる事故に対しては保険金をお支払いしません。)債権発生日の考え方については25ページをご確認ください。



入金遅延事故は内払も可能です!

債務者との取引関係を継続させること等を理由として、ご加入事業者さまは債務者に対する全債権のうち、特定の債権にかかる損害に対する保険金について、他の債権に先行して損保ジャパンに請求することができます。ただし、所定の条件を満たした場合にかぎりです。詳細は26ページをご参照ください。

5. 保険金をお支払いできない主な場合

(詳細は26ページをご確認ください)

- 記名被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反。
- 商品等の瑕疵
- 事故および債務不履行発生時の義務を十分に履行しなかったこと
- 始期前に開始した工事により生じた事象
- 戦争、外国の武力行使、革命、その他これらに類似の事象または暴動
- 地震、噴火、津波、洪水、高潮、台風またはこれらに類似の事象
- 核燃料物質または核燃料物質に起因する事象
- テロ行為またはその結果生じた事象
- サイバー攻撃等またはその結果として生じた事象
- 債権の不存在、無効、取消、相殺等の抗弁事由を含む瑕疵のある債権または紛争の対象となっている債権に生じた事象
- 上記以外に次のいずれかに該当する事実がある場合または次のいずれかに該当することを記名被保険者が認識している場合において、その債務者との間に発生した債権に生じた事故およびその事故により被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 債務者が、保険期間中に倒産事故または入金遅延事故を発生させたこと。
 - ② 保険期間の開始日直前12か月に、債務者が倒産事故または入金遅延事故を発生させたこと。
 - ③ 初年度契約の場合に、保険期間の開始日時点で債務者が記名被保険者に対して債務不履行を発生させていること。
 - ④ この保険契約が初年度契約である場合に、保険期間の開始日時点で債務者が記名被保険者以外の者に対して債務不履行を発生させていること。
- ただし、記名被保険者がその債務不履行を知り得ない場合を除きます。
- ⑤ 保険期間の開始日直前12か月間に、債務者からの通告等により手形等の弁済期日を延長したことがあること。
- ⑥ 債務者に代金支払能力がないこと。ただし、記名被保険者がそのことを知りえない場合を除きます。

など

上記のほか、休業に関する補償「事業活動総合保険マルチリスクプラン(商取引ユニット*供給先占有物件のみ補償特約)」がセットされています。詳細は27・28ページをご確認ください。

建設工事保険

任意でお申込み

建設中の建物が
火災になり全焼した。



建設工事保険とは？

保険期間中に、工事現場において不測かつ突発的な事故により、保険の対象について生じた損害に対して保険金をお支払いします。

1. 事故例



工事現場内の仮設事務所が、台風で崩壊した。



工事現場に置いていた工事用資材が盗まれた。



請負契約書に基づいて行うメンテナンス工事の際に建物に損害を与えた。



作業ミスにより建設中の建物に損害を与えた。

2. 補償内容

対象工事	ご加入事業者さまが 日本国内で行うすべての建築工事 (ビル・住宅などの建物の建築(増築・改築・改修・修繕工事を含みます。))を主体とする工事 ※解体工事は補償されません。 ※請負金額が30億円を超える工事は補償されません。 ※共同施工方式(甲型JV)工事の場合は、ご加入事業者さまの分担割合のみ、保険の対象となります。 ※下請工事の場合は、加入事業者さまの行う工事部分のみが対象となります。
被保険者 (保険の補償を受けられる方)	ご加入事業者さまおよびその すべての下請負人、発注者、元請負人 (ご加入事業者さまが下請人となる工事の場合)
お支払限度額(1事故あたり)	工事ごとの 請負金額
自己負担額 (控除額)	1回の事故につき 火災・落雷・破裂・爆発… なし 左記以外… 5万円 ※メンテナンス特約の自己負担額は、損害の額の20%または30万円のいずれか高い額
保険の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の目的物(工事の対象になっているすべての物件) ・ 仮工事の目的物(支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工など) ・ 工事のために仮設される電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備、保安設備 ・ 工事用仮設建物(現場事務所、宿舍、倉庫など)およびこれらに収容されている什器・備品(家具、衣類、寝具、事務用品、非常用具にかぎります。) ・ 工事用材料および工事用仮設材(木材、鉄骨、セメントなど) ・ 対象工事の専用資材として、倉庫に保管されている工事用材料および工事用仮設材 ・ 発注者からの支給資材(対象工事の請負金額の20%または20万円のいずれか高い金額が限度) 〈保険の対象に含まれないもの〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ 据付機械設備等の工事用仮設備(発電機・受変電設備等)、工事用機械器具(測量機・カメラ・クレーン等)、およびこれらの部品 ・ 航空機、船舶または水上運搬用具、機関車、自動車その他の車両 ・ 設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類する物 ・ 従業員の私物 <p style="text-align: right;">など</p>
保険期間	保険の対象となる期間は、保険期間中に工事の目的物を引渡した時点までとなります。建売住宅など引渡し日が決まっていない場合は保険期間中に工事の目的物が完成し、引渡しできる状態となった時点となります。

まもりず倶楽部の制度なら、以下の特約・追加条項がセットされます。

ここがポイント

メンテナンス特約

請負契約書に基づいたメンテナンス期間中に、不測かつ突発的な次に掲げる事故によって、引渡しの完了した保険の目的に生じた損害をお支払いします。

- (1) 工事の請負契約書に従って行う補修作業中に生じた補修作業の稚拙または過失による事故
 - (2) 保険の目的について、その引渡前の工事期間中に工事現場において発生した施工の欠陥に起因する事故
- ※メンテナンス期間とは、保険の目的の引渡しのと時から、請負契約上の保証責任が終了するときまで(ただし、最大24か月)をいいます。

建工ワイド特約

- ・ 水災危険補償
 - ・ 雪災危険補償
- などが追加されます。

※この制度では、通常、保険金をお支払いできない風、雨、ひょう、砂じんの吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害についてもお支払いの対象となります。

※自社工事(モデルハウス・自社で販売するための物件)が含まれる場合は、保険料を算出するにあたりその費用も完工高に含めて45~49ページの建設工事保険料をご確認ください。

3. 建工ワイド特約の補償内容

担保内容	補償内容	事故例
水災危険担保	通常、保険の対象外となっている「高潮、洪水、内水はん濫または豪雨による土砂崩れもしくは崖崩れ」によって生じた損害を補償します。	集中豪雨によって建築中の建物が流されてしまった。
雪災危険担保	通常、保険の対象外となっている「寒気、霜、氷(ひょうを除きます。)*または雪」によって生じた損害を補償します。(ただし、自然変象に伴い不測かつ突発的に生じたものが対象になります。)	建築中の建物の屋根に雪が降り積もり、その重みで屋根が損壊してしまった。
工事施工者による 資材等運搬危険担保 ※工事施行者=会員事業者	工事施工者による運搬中に資材等に生じた損害を補償します。 ※1事故100万円限度(他に補償対象の保険がある場合はその保険が優先払いとなります。)	木材を倉庫から工事現場にトラックで運搬中、木材が落下してしまい木材が割れてしまった。
荷卸危険担保	保険の目的の荷卸作業中の損害を補償します。(他に補償対象の保険がある場合はその保険が優先払いとなります。)	トラックの荷台から資材をクレーンで建築中の建物の2階へ運ぶ際に、資材が転落し損壊してしまった。
一部使用火災危険担保	通常、保険の対象外となっている、保険の目的を工事以外の用途に使用した場合にその使用による火災、破裂または爆発によってその使用部分に生じた損害を補償します。	ビル建築工事において、部分的に完成した部屋をテナントが店舗として使用を開始していたときに火災が発生して内装などが消失してしまった。
特別費用担保	請負金額に含まれていない急行貨物割増運賃、残業による割増賃金などの特別費用を補償します。	保険金の支払われる事故が起きたことでやり直し工事をする際の突貫工事による残業代を支払った。
保険の目的以外のものの 原状復旧費用担保	保険の目的について損害が発生し、その目的の修理のために、保険の目的以外のものの取り壊しを必要とする場合は、その復旧に要する費用を補償します。 ※1事故300万円限度	建築中の建物の屋根に損害があり、それを修理するためにやむを得ず隣家の塀を壊さざるを得なかった。
残存物取片づけ費用保険 金額限度引上げ	通常、残存物取片づけ費用保険金は損害保険金の6%ですが、10%に引上げます。 ※水災・雪災を除きます。	
臨時費用保険金 限度額引上げ	通常、臨時費用保険金は1事故100万円限度ですが、500万円限度に引上げます。 ※水災・雪災を除きます。	

4. 実際にお支払いした事例

支払日	事故内容	保険金
2018年8月	豪雨による浸水で、新築中の建物が被害。	11,643,500円
2018年10月	台風により、引き渡し前の建物(屋根瓦・防水シートなど)が破損。	2,312,000円
2019年4月	給水管が接続不良の状態でご元栓を開いてしまい、室内が水浸しになった。	9,430,900円
2019年6月	防水施工部分に工具を落として傷をつけ、再施工が必要になった。	2,548,400円

※これらは事例であり、実際の事故においてお支払保険金の額は異なります。

5. お支払いする保険金

1. 損害保険金

損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するのに直接要する再築、再取得または修理の費用(復旧費)から、控除額を引いた額をお支払いします。

※工事用仮設材、工事用仮設物、工事用仮設建物およびこれに収容されている什器・備品については、損害発生時の時価(損害が生じた地および時における価額)によって損害額を算定します。

2. 残存物取片づけ費用保険金

損害を受けた保険の対象の残存物を取片づけるために必要な費用の実費をお支払いします。(ただし、損害保険金に10%を乗じた額を限度とします。)

※水災・雪災の場合、残存物取片づけ費用保険金は支払われません。

3. 臨時費用保険金

保険の対象が損害を受けたことによって臨時に生じる諸々の出費(損害の原因や波及範囲を究明するための費用、見

舞金、手待ち費用、突貫工事のための割増費用など)にあてていただくため、損害保険金の20%に相当する額を一律にお支払いします。(ただし、1回の事故について500万円を限度とします。)

※水災・雪災の場合、臨時費用保険金は支払われません。

4. 特別費用

請負金額に含まれていない急行貨物割増運賃、残業による割増賃金などの特別費用をお支払いします。

●次の費用は損害保険金に含まれません。

- ①仮修理費 ②排土・排水費用 ③工事内容の変更または改良による増加費用
- ④保険の対象の損傷復旧方法の研究費用または復旧作業の休止もしくは手待ち期間の手待ち費用

●残存物がある場合は、その時価が損害額から差し引かれます。

など

6. 保険金をお支払いできない主な場合

(詳細は29ページをご確認ください)

- 保険契約者、被保険者もしくはこれらの者の法定代理人または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難の損害
- 当該工事以外の用途に使用したことによるその使用部分に生じた損害(火災・破裂・爆発による損害に対しては保険金をお支払いします。)

- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- 残材調査の際に発見された紛失または不足の損害
- 保険の対象の性質もしくは欠陥またはその自然の消耗もしくは劣化
- 保険の対象の設計、施工、材質または制作の欠陥を除去するための費用

など

運送保険〈工事用機械器具補償プラン〉

(物流総合保険)

建設工事保険にご加入の事業者さまは任意でお申込み

運送保険とは？

事務所や倉庫などの屋内保管中または輸送中の大工道具や工事用機械器具に生じた盗難や火災、水災等の偶然な事故による損害に対して保険金を支払います。

1. 事故例



倉庫内に保管していた大工道具が盗まれてしまった。
※ただし、施錠中に限ります。



車上荒らしに遭い、車内のリースしていた工事用機械器具が盗まれてしまった。
※ただし、施錠中に限ります。



工事用機械器具のコンプレッサーを輸送中に、自動車事故を起こし破損させてしまった。



洪水で現場事務所が流され、中に保管していた大工道具・工事用機械器具が流されてしまった。

2. 補償内容

●大工道具・工事用機械器具 従業員の個人所有品は対象外です。

大工道具や工事用機械器具の盗難、火災、水災等の偶然な事故による損害を補償します。(ただし、破損・汚損・雨濡れ不担保。輸送用具の衝突等による破損・汚損は補償対象)

コンプレッサーや発電機等も対象！



被保険者 (保険の補償を受けられる方)	ご加入事業者さま
保険適用地域	日本国内
保険の対象	屋内に保管中または輸送中の大工道具や工事用機械器具 ※リース品を含み、車両を除きます。 ただし、リース品についてはリース会社が保険に加入している場合は、そちらの支払いが優先されます。 ※野積み・屋外の保管中における事故による損害は保険金のお支払いの対象とはなりません。 ※紛失、置き忘れは保険金のお支払いの対象とはなりません。 ※盗難については、施錠された屋内(車内を含みます。)で保管されており、かつ、警察へ被害届を提出することが支払要件となります。 ※業務上必要のない輸送中における事故による損害は、保険金お支払いの対象とはなりません。
お支払限度額	1事故・保険期間中200万円 ※保険金は時価額を基準にお支払いします。
自己負担額	1万円

3. 補償範囲

保管場所	屋外保管中	屋内保管中 (工事現場等) ^{※1}	屋内保管中 (事務所・倉庫等) ^{※2}	輸送中
保険金のお支払対象	×	○	○	○

※1 現在進行している工事に利用する大工道具などを仮設建物等で保管している状態をいいます。

※2 現在進行している工事と関係のない大工道具などを事務所や倉庫で保管している状態をいいます。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

(詳細は29ページをご確認ください)

- 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の使用人の故意または重大な過失。ただし、貨物の輸送に従事する者が保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の代理人・使用人である場合はこれらの者の故意
- 貨物の自然の消耗またはその性質もしくは欠陥によって生じた自然発火・自然爆発・むれ・かび・腐敗・変質・変色・さび・蒸発・昇華その他類似の事由によって生じた損害
- 荷造りの不完全によって生じた損害
- 運送の遅延によって生じた損害
- 戦争、内乱・その他の変乱による損害
- 公権力によると否とを問わず、捕獲、だ捕、抑留または押収による損害
- 10名以上の群衆・集団の全部または一部によってなされた暴力的かつ騒動的な行動による損害
- ストライキ、労働争議行為によって生じた損害
- 湖川を含む陸上にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故
- 原子力危険、化学兵器、生物兵器、生化学兵器あるいは電磁兵器によって生じた損害
- サイバー攻撃(コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用、もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為をいいます。)により生じた損害
- 野積み、屋外[※]に保管中の損害

※屋根または壁のすべてもしくは一部がない場所(基礎のない仮設テント、仮設建物、軒下や荷役に使用されているプラットフォームなどの作業場を含みます)で、外部からの侵入が一切制限されていない場所は屋外とみなします。ただし、全ての開口部に窓および扉などを具備しており、外部からの侵入が制限されている場所(施錠できる場所)は屋内とみなします。
- 棚卸しの際に発見された数量の不足、紛失、その他原因不明の数量の不足・置き忘れ
- 盗難事故のうち、施錠されていない屋内(車内を含みます)で生じた損害
- 盗難事故のうち、警察へ被害届の提出がない損害
- 債権の回収不能、不渡りもしくはその他の信用危険または市場価値の下落
- 「取引相手」による詐欺、身代金の支払い、恐喝
- 保険契約者または被保険者の使用するコンピュータシステムの操作
- 帳簿・伝票の誤記、勘定間違い、支払いの過誤または受取不足等の事務的・会計的間違い
- 現金・小切手・有価証券類に生じた損害
- 破損、汚損、雨濡れによって生じた損害
- 故障(電氣的・機械的事故)による損害
- 通常かつ合理的な輸送過程にない間に生じた損害(例えば遊興の場、接待の場など業務上必要のない場所へ立ち寄りしている間に発生した損害は保険金をお支払いできません。)
- 輸送用具が貨物を安全に輸送するのに適していなかったことによる損害
- 間接損害(感謝料・違約金等) など

請負業者賠償責任保険

工事中に誤って
工具を落とし第三者の
駐車車両をキズつけた。



請負業者賠償責任保険とは？ 任意でお申込み

工事遂行中に生じた事故や、工事を行うために所有・使用または管理する施設の欠陥や不備で生じた事故によって、保険期間中に、第三者にケガを負わせたり第三者の財物に損害を与えたことにより、被害者に対して支払わなければならない法律上の損害賠償金等を保険金としてお支払いします。

1. 事故例



工所用資材が落下し通行人にケガをさせた。



室内リフォーム工事時に誤って屋根を破損した。



既存の配管・電気配線を誤って破損させてしまった。



工事中、油圧ショベルで隣家のブロック塀を倒壊させてしまった。
※工事場内に限ります。

2. 補償内容

対象工事	ご加入事業者さまが日本国内で行うすべての建築工事 ※ビル・住宅などの建物の建築(増築・改築・改装・修繕工事を含みます。)を主体とする工事を対象とします。 ※共同施工方式(甲型JV)は補償対象外です。
被保険者 (保険の補償を受けられる方)	①ご加入事業者さま(記名被保険者) ②ご加入事業者さまの役員および使用人 ③ご加入事業者さまの下請負人 ④ご加入事業者さまの下請負人の役員および使用人 ※②③④は、ご加入事業者さまの業務に関するかぎりにおいて、補償の対象(被保険者)となります。 (注) 被保険者相互間の賠償責任(交差責任)については、補償対象となるケースと補償対象外となるケースがあります。詳しくは、取扱代理店までお問い合わせください。
お支払限度額(1事故あたり)	3億円または5億円のいずれかを選択いただけます。
自己負担額	1回の事故につき1万円(身体賠償・財物賠償それぞれに適用します。)

まもりず倶楽部の制度なら、以下の特約・追加条項がセットされます。



作業対象物担保追加条項

作業対象物^(注1)の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。
(注1) 作業の対象物であって、所有財物および受託財物^(注2)は含みません。
(注2) 次の①から③に掲げる財物をいいます。
①借用財物 ②販売・保管・運送受託物 ③作業受託物

支給財物損壊担保追加条項

支給財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。
ただし、支払限度額は1事故500万円です。
【事例】 設備取付工事を請負ったが、取付ける設備自体は現物支給されていた場合
設備の取付工事中に、設備を誤って破損してしまった。

交差責任担保追加条項 (Both-Way)

被保険者には、ご加入事業者さまおよびその下請負人(請負業者グループ)に加え、工事の建築主等(発注者グループ、下請負人となった場合の元請負人は含みません。)を含みます。工事中、発注者グループと請負業者グループの間で発生した賠償責任を補償します。ただし、請負業者グループ同士で発生した賠償責任は補償されません。

3. 実際にお支払いした事例

支払日	事故内容	保険金
2018年6月	足場を組み立て中、強風で倒れ、隣家の自動車2台を破損。	938,200円
2018年8月	リフォーム工事中、リビングのフロア補修中に誤って床暖房の配管を釘で破損。	694,000円
2019年2月	工事中に置いた荷物が崩れ、隣家のシャッターを壊してしまった。	2,019,700円
2019年6月	内装リフォーム工事のクロス張り替え作業中に、キッチンを破損した。	1,652,100円

※これらは事例であり、実際の事故においてお支払保険金の額は異なります。

4. お支払いする保険金

1. 被害者に支払うべき法律上の損害賠償金

- 身体賠償事故の場合：治療費・休業損失・慰謝料 など
- 財物賠償事故の場合：修理費、再調達に要する費用 など

ただし、修理および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

2. 被害者に対する応急手当・緊急処置などの費用

3. 訴訟になった場合の訴訟費用、弁護士費用など

(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)

※賠償責任保険では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金をお支払いしません。

5. 保険金をお支払いできない主な場合

(詳細は30ページをご確認ください)

- 地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した土地の隆起・沈下・振動・土砂崩れ・土砂の流出入による財物損壊事故または地下水の増減によって生じた賠償責任
- 航空機または自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)の所有・使用・管理に起因する賠償責任
- じんあい(「ちり」や「ほこり」)または騒音に起因する賠償責任
- 施設(工事現場)の屋根、樋、扉、戸、窓、壁もしくは通風筒などから入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 など

施設所有管理者賠償責任保険

(請負業者賠償責任保険にセット)
個別の取外しはできません。)

施設所有管理者賠償責任保険とは？

被保険者(補償の対象となる方)の方が所有・使用または管理する施設・設備に起因して生じた偶然な事故、または業務の遂行によって生じた事故によって、保険期間中に第三者にケガを負わせたり第三者の財物に損害を与えたことにより、被害者に対して支払わなければならない法律上の損害賠償金等を保険金としてお支払いします。

1. 事故例



従業員が、業務のため自転車で銀行へ行く途中、歩行者と接触してケガをさせた。



自社の資材置き場の管理不備で、そばで遊んでいた子供にケガをさせた。



事務所の看板が落下して通行人にケガをさせた。



誤ってお茶をこぼし、お客さまにヤケドを負わせ、治療費とクリーニング代を請求された。

2. 補償内容

お支払限度額(1事故あたり)	請負業者賠償責任保険と共通。
自己負担額	1回の事故につき 1万円 (身体賠償・財物賠償のそれぞれに適用します。)
被保険者	請負業者賠償責任保険と同様
対象施設等	ご加入事業者さまが所有・使用または管理する施設(事務所・資材置場・モデルハウスなどにかぎります。) ※漏水事故も補償します。

PL (生産物賠償) 保険

会員になると
自動セット

(まもりすまい保険付住宅の例)

PL 保険とは?

工事・作業を行う事業者さまが仕事の結果に起因して生じた事故によって、保険期間中に、第三者にケガを負わせたり第三者の財物に損害を与えた場合に、被害者に対して支払わなければならない法律上の損害賠償金等を保険金としてお支払いします。



1. 事故例



給排水管の取付ミスにより水が漏れ、施主さまの家財を汚損した。



建設した住宅の壁がくずれ、隣家を損壊させた。



引渡後の新築住宅の屋根瓦が取付け不良のため落下し、庭にいたお施主さまにケガをさせてしまった。(屋根瓦の補修も対象)



手すりの取付けに不具合があったため施主さまがケガをした。

2. 補償内容

対象工事	ご加入事業者さまが日本国内で行うすべての建築工事 (ビル・住宅などの建物の建築(増築・改築・改装・修繕工事を含みます。))を主体とする工事)
被保険者 (保険の補償を受けられる方)	①ご加入事業者さま(記名被保険者) ②ご加入事業者さまの役員および使用人 ③ご加入事業者さまの下請負人 ④ご加入事業者さまの下請負人の役員および使用人 ※②③④は、ご加入事業者さまの業務に関するかぎりにおいて、補償の対象(被保険者)となります。 (注) 被保険者相互間の賠償責任(交互責任)については、補償対象となるケースと補償対象外となるケースがあります。詳しくは、取扱代理店までお問い合わせください。
お支払限度額(1事故あたり)	3億円(保険期間中通算でも3億円) ※ただし、工事の目的物の損壊による賠償責任については500万円限度(保険期間中通算500万円)
自己負担額	1回の事故につき1万円(身体賠償・財物賠償それぞれに適用します。)
生産物・業務の目的物に対する補償	引渡し後の工事の目的物または仕事の結果に起因する事故が発生したことでPL保険金が支払われる場合、その生産物または目的物の損壊自体に対しても500万円を限度に保険金をお支払いします。(保険期間中通算500万円)



ポイント 3. 生産物・業務の目的物に対する補償も対象です。

通常のPL(生産物賠償)保険では自社施工部分(仕事の目的物)は補償の対象となりません。
まもりす倶楽部のPL(生産物賠償)保険は補償できる範囲を拡大しています。

事故例(左ページ左上の事故例)

住宅の引き渡し後、給排水管の取付ミスにより水が漏れ、①施主さまの家財(家電やカーペットなど)に損害を与えてしまった。さらに、②天井・壁・床(仕事の目的物)も修理が必要となってしまった。

①は通常のPL保険で対象

②はまもりす倶楽部の補償範囲拡大で対象

※他人をケガさせた、財物に損害を与えたといった①の事故が支払われる場合にかぎり②の損害も支払対象となります。

支払限度は1事故500万円・保険期間通算500万円限度です。

4. 実際にお支払いした事例

支払日	事故内容	保険金
2018年3月	屋根工事後、施工不良が原因で落雪が発生。駐車車両2台を損傷。	435,700円
2018年7月	工事中の作業が原因で、引き渡し後の豪雨により浸水。	2,600,400円
2018年12月	工場新築工事で外壁防水不良により、雨漏りが発生した。	1,355,100円
2019年5月	給排水管施工時に防水処理に不備があり、引き渡し後に漏水が発生。床や家財などが水浸しになった。	4,286,600円

※これらは事例であり、実際の事故においてお支払保険金の額は異なります。

5. お支払いする保険金

1. 被害者に支払うべき法律上の損害賠償金

●身体賠償事故の場合:治療費・休業損失・慰謝料 など

●財物賠償事故の場合:修理費、再調達に要する費用 など

ただし、修理および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

2. 被害者に対する応急手当・緊急処置などの費用

3. 訴訟になった場合の訴訟費用、弁護士費用など

(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)

※賠償責任保険では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金をお支払いしません。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

(詳細は30ページをご確認ください)

- 加入者さま(下請業者を含みます。)が、機械・装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任
- 仕事の結果による第三者への賠償責任が発生しない場合(保険金が支払われない場合)の仕事の目的物自体の損害
- 生産物・業務の目的物に対する補償について加入者さまが事故により、住宅の品質確保の促進等に関する法律第94条および第95条に掲げる責任を負担することによって被る損害

など

事業活動総合保険【傷害プラン】

事業活動総合保険【傷害プラン】とは？

補償の対象となる方（ご加入事業者さまの役員・個人事業主、正規従業員、臨時雇従業員、下請負人）が業務中にケガなどを被った場合に、貴社が災害補償規程などに基づいて支出する補償金や臨時に発生する費用に対して、政府労災の認定に関係なくお支払いします。



任意でお申込み

1. 事故例



業務中足場から落ちて亡くなりました。



通勤中交通事故にあい入院した。



業務中にケガをして通院した。



従業員が熱中症で倒れた。

2. 補償内容

4つのプランからご希望のプランを選択できます。

被保険者	ご加入事業者さま（事業者） 下記条件をすべて満たす事業者の方がご加入いただけます。 ・同居の親族以外の正規従業員を雇用していること ・災害補償規程などを定めていること				
補償の対象となる方 （補償対象者）	ご加入事業者さまの役員（個人事業主の場合ご本人）・正規従業員・臨時雇従業員（アルバイト）・下請負人およびその構成員 ※派遣社員は対象となりません。 ※親族が従業員である場合を含みます。労働者派遣事業者から派遣された派遣社員は含みません。				
対象事故	補償対象者がご加入事業者さまの業務中または通勤中に偶然な事故によりケガなどをされた場合 ※補償対象者のうち下請負人およびその構成員の方はご加入事業者さまから請け負った業務に従事している間にかぎりです。 ※使用者賠償は次ページ「使用者賠償の補償内容」を参照ください。				
補償の対象 および お支払いする保険金		プランA	プランB	プランC	プランD
	死亡補償保険金	500万円		1,000万円	
	後遺障害補償保険金 ※後遺障害の級別によって金額が異なります。	20万～500万円		40万～1,000万円	
	入院補償保険金	1日 5,000円（ケガをした日から1,000日以内の入院日数分を補償）			
	通院補償保険金	1日 3,000円（ケガをした日から180日以内の通院に対して最大90日分を補償）			
	手術補償保険金	入院中の手術 5万円		外来手術 2.5万円	
	使用者賠償	-	-	1億円	
	雇用慣行賠償 ※1請求につき自己負担額10万円	-	-	-	2,000万円
	脳・心疾患補償	-	-	-	対象
天災危険補償	地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じたケガなどについても補償				

まもりず倶楽部の制度なら、以下の特約・追加条項がセットされます。

ここがポイント	補償の対象およびお支払いする保険金	臨時費用保険金	100万円限度
		入院一時金補償保険金	1事故でのご入院 5万円

死亡補償保険金を上乗せすることが可能です！
取引先からの要請があり、死亡補償保険金を上乗せしたい事業者さまにおすすめ！

さらに	死亡補償保険金 1,000万円上乗せプラン	ご希望の方は、お申込みの際にまもりず倶楽部事務局にお申し出ください。
-----	--------------------------	------------------------------------

特長

経営事項審査(W1)で15ポイントの加点が可能です。(2023年11月現在)

「事業活動総合保険(傷害プラン)」は、経営事項審査の加点対象となる「法定外労働災害補償制度」の要件を満たしています。審査項目の「W1(労働福祉の状況)」において加点対象となります。

加点対象となるための3条件

すべての
工事について、

- ①死亡および後遺障害1～7級を対象としていること。
- ②業務災害と通勤災害のいずれも対象としていること。
- ③ご加入事業者さまの従業員および下請負人の従業員のすべてを対象としていること。

3. 使用者賠償の補償内容(プランC・D加入の場合補償対象)

日本国内で傷害プランの補償の対象となる方(13ページ参照)が[※]業務に従事中の偶然な事故によりケガなどを被ったことについて、ご加入事業者さまが法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して保険金をお支払いします。(1事故につき1億円限度)ただし、損害賠償金については次のアからウまでの合計額を超過する場合にかぎり、その超過額についてお支払いします。

※ただし、貴社の役員、個人事業主を除きます。

ア. 政府労災により給付される金額

イ. 自賠責保険などに支払われるべき金額

ウ. 災害補償規程などに基づき従業員、遺族に支払うべき金額

(注)「脳・心疾患等補償特約」をセットしている場合、この特約における補償の対象に政府労災の給付が決定された^(※)「脳血管疾患」、「虚血性心疾患等」、「精神障害」または「精神障害の結果としての自殺」が加わります。

(※)業務災害または通勤災害に該当しないことを理由として、補償対象者の傷害にかかる労災保険法等に基づく給付請求の不支給が決定された場合であっても、その補償対象者の傷害について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担するときは、保険金を支払います。

【例】住宅建築の作業中に、安全帯をしていなかった従業員が2階から落下し死亡してしまった。経営側に安全配慮義務違反があるとして、遺族から損害賠償請求された。



4. 雇用慣行賠償の補償内容(プランD加入の場合補償対象)

雇用上の差別、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントまたは不当解雇に起因して、貴社または役員、従業員が負担する損害賠償金および争訟費用を最高2,000万円までお支払いします。

5. 脳・心疾患補償の補償内容(プランD加入の場合補償対象)

業務に起因する脳血管疾患、虚血性心疾患等、精神障害または精神障害の結果としての自殺についても、保険金をお支払いします。ただし、政府労災の認定がされた場合にかぎります。

6. 保険金お支払いの流れ

損保ジャパン

ご加入事業者さま

補償対象者

災害補償規程などに基づいてお支払いください。

7. お支払いする保険金

1. 死亡補償保険金……業務中・通勤中にケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に亡くなった場合に、お支払いします。
2. 後遺障害補償保険金……業務中・通勤中にケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、お支払いします。
3. 入院補償保険金……業務中・通勤中にケガなどをされた日からその日を含めて180日目までに入院した場合に事故発生日から1,000日以内の入院に対して、お支払いします。
4. 通院補償保険金……業務中・通勤中にケガなどをされた日からその日を含めて180日以内の通院に対して、90日を限度としてお支払いします。
5. 手術補償保険金……業務中・通勤中にケガなどをされた日からその日を含めて1,000日以内に所定の手術を受けられた場合に、お支払いします。
6. 臨時費用保険金……ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に亡くなられたり、後遺障害が生じた場合に、貴社が臨時に負担された費用に対してお支払いします。(例:葬儀費用、香典、救護者費用、代替者の求人に関する費用)
7. 入院一時金補償保険金……業務中・通勤中にケガなどをされ、入院され所定の条件を満たす場合にお支払いします。

8. 保険金をお支払いできない主な場合

(詳細は31ページをご確認ください)

全ての保険金について共通の事由

- 被保険者の故意
- 補償対象者の故意または重大な過失
- 補償対象者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガ など
- 補償対象者の無免許運転、酒気帯び運転をしている間のケガ など
- 戦争、核燃料物質によるケガ など
- 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
- 補償対象者に対する刑の執行

臨時費用保険金以外の保険金について共通の事由

- 補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの
- 補償対象者の脳疾患、病気(業務上の症状を除きます。)、または心神喪失 ※プランDで対象となる場合を除く
- 補償対象者の妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置

被害トラブル弁護士費用保険

(争訟対応費用保険)

任意でお申込み

契約問題

債権回収

労働

違法行為被害

被害トラブル弁護士費用保険とは？

ご加入事業者さまの業務に関連して、取引先等の顧客や第三者および従業員等との間で争訟となった場合に、その争訟を解決するために、ご加入事業者さまが負担する弁護士相談費用等を保険金としてお支払いします。

※ただし、対象となる被保険者の争訟は、ご加入事業者さまが社会通念上の観点や法令上、権利が侵害されている(そのおそれを含みます。)と第三者機関が判断した事案に限ります。



争訟とは…

業務に関連して生じるご加入事業者さま以外との争いのうち、ご加入事業者さまの権利が侵害されているもの(そのおそれを含みます。)をいいます。

1. 事故例



正しく施工したにも関わらず、施主さまから過度なやり直し工事を要求されている。



施主さまから思っていた仕上がりとは異なるので代金を支払わないと言われた。



近隣から騒音に関する過度なクレームを受け、業務妨害を受けている。

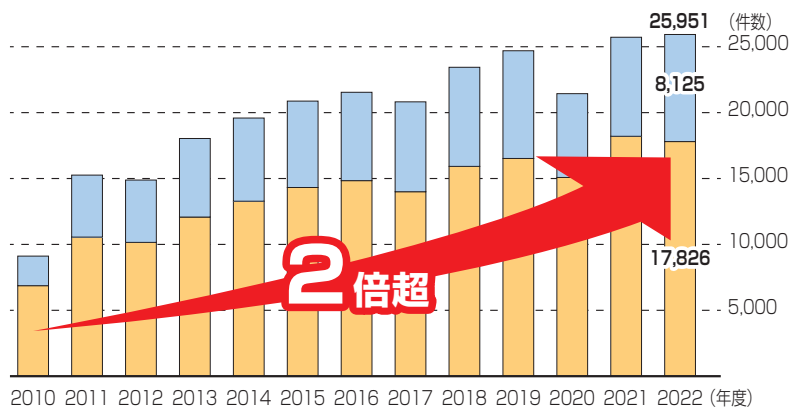


無断遅刻、無断欠勤を頻繁に行う従業員の処分を検討したい。

住宅トラブルに関する相談件数は増え続けています！
(事業者・消費者含む)

新築等相談 リフォーム相談

出典：住宅相談統計年報2023
(公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター)



2. 補償内容

対象となる費用 (弁護士費用)	相談料、着手金、報酬金、手数料、訴訟費用、その他弁護士が委任事務処理を行ううえで必要な費用 ※日当および顧問弁護士の顧問料は保険金支払いの対象外です。
被保険者 (保険の補償を受けられる方)	ご加入事業者さま ※ご加入事業者さまの下請業者および委託先は含みません。
保険金額(限度額)	1事故限度額 100万円 期間中限度額 300万円
自己負担額(控除額)	0円

3. 対象となる争訟

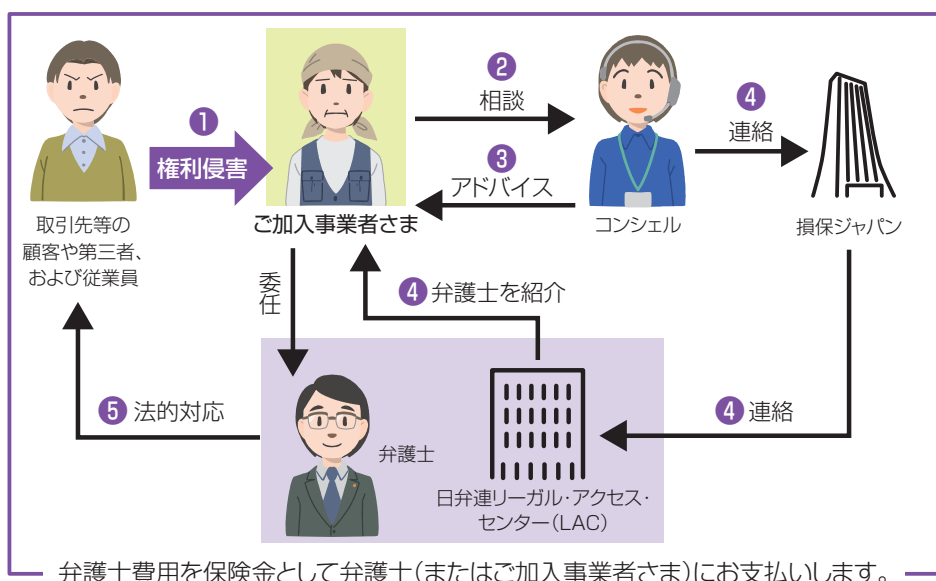
業務妨害に関する争訟	ご加入事業者さまが受ける業務妨害行為に関連して生じた争訟をいいます。ただし、日本国内で受けたものにかぎります。
債権債務に関する争訟	ご加入事業者さまの日本国内の債権または債務に関連して生じた争訟をいいます。
労働に関する争訟	ご加入事業者さまと雇用関係にある従業員(派遣従業員も含みます。)との間に生じた争訟をいいます。
契約行為に関する争訟	日本国内で被保険者が契約の当事者となつて行つた、初年度契約の始期日以降に締結した賃貸借契約、売買契約、請負契約または仲介契約に関連して生じた争訟をいいます。

第三者とのトラブルで被害を受けていると感じたら…



コンシェルについて

- 電話オペレーターと弁護士が常駐する相談窓口です。
- コンシェルに常駐の弁護士からは一般的な法律相談や法制度上の助言をいたします。(個別具体的に法的な助言は行いません。)
- コンシェルに常駐の弁護士との1回の相談時間の目安は15分とさせていただきます。
- 受付時間は平日の午前10時から午後6時まで(年末年始は休業)
- 相談料は無料です。
- お問い合わせ先は加入者証にてご案内します。



- 1 ご加入事業者さまが権利侵害を受けているのではと感じたら…
- 2 ご加入事業者さまがコンシェルに電話で相談を実施
- 3 コンシェルよりご加入事業者さまにアドバイスを実施
- 4 コンシェルにて弁護士が対応したほうがよいと判断した場合、コンシェルから損保ジャパンに連絡を行い、損保ジャパンより日弁連リーガル・アクセス・センターを通じて、ご加入事業者さまに弁護士の紹介を行う
- 5 弁護士がご加入事業者さまに代わって、相手方に対し法的対応を実施

ご注意 弁護士費用を保険金としてお支払いするのは、相談窓口(コンシェル)に相談があったうえで、損保ジャパンが指定する第三者機関が争訟と判断した事案に関する費用のみが対象となります。

※弁護士を指定することも可能です。ただし、事前に損保ジャパンが承諾した場合にかぎりです。
なお、日当および顧問弁護士の顧問料は保険金支払いの対象外となるのでご注意ください。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

(詳細は32ページをご確認ください)

次に掲げる原因による事故、または損害などについては保険金をお支払いしません。

- この保険契約が初年度契約である場合において、保険期間の開始時より前に被保険者に争訟が発生していた場合、または争訟のおそれがあることを知っていた場合もしくはこれらが客観的に判断される場合
- この保険契約が継続契約である場合において、初年度契約の保険期間の開始時より前に被保険者に争訟が発生していた場合、または争訟となるおそれのあることを知っていた場合もしくはこれらが合理的に推定される場合
- 争訟が初年度契約の始期日よりその日を含めて60日以内に発生した場合。ただし、犯罪被害によるものは含みません。
- 被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 賠償責任保険契約などにより保険金が支払われるべき損害
- 医療行為または美容を唯一の目的とする行為によって生じた損害

- 自動車事故に関連する争訟によって生じた損害
- 知的財産に関連する争訟によって生じた損害
- 金銭または物品の貸借に関連する争訟によって生じた損害(リース契約を含み、不動産の賃貸借契約は含みません。)
- 事業承継または相続に関連する争訟によって生じた損害
- 事業の譲渡または買収もしくは合併に関連する争訟によって生じた損害
- 被保険者の倒産・破産または事業撤退もしくは事業再生に関連する争訟によって生じた損害
- 株主または取締役との争訟によって生じた損害
- 保険契約に関連する争訟によって生じた損害
- 金融商品に関連する争訟によって生じた損害
- 国または地方公共団体および行政機関との争訟によって生じた損害
- 日本国外で発生した争訟によって生じた損害
- コンピューターウィルスおよびサイバー攻撃によって生じた損害

など

情報漏えい保険〈サイバー補償プラン〉

(業務過誤賠償責任保険普通保険約款 サイバー保険特約条項)

★任意でお申込み

情報漏えい保険〈サイバー補償プラン〉とは？

保険期間中の「情報漏えい」や「サイバーリスク」等に起因して他人に損害を与えた場合の損害賠償金や争訟費用、「サイバー攻撃」の発生等に起因して生じる「事故調査」から「解決／再発防止」までの諸費用をお支払いします。

1. 事故例



サイバー攻撃により請負契約者の情報等、顧客情報データが漏えいし、顧客への損害賠償が生じた。



サイバー攻撃を受け業務が一時停止。業務再開のため、多額の原因調査費用と復旧費用が発生した。



営業社員が顧客リスト(紙・USBメモリ)の入ったカバンを電車に置き忘れ紛失。個人情報漏えいによる賠償責任が生じた。



従業員が自社の顧客情報を持ち逃げして詐欺集団に売却。会社の管理責任について顧客から訴えられた。

2. サイバー・情報漏えい事故の発生について

中小企業の約32%がサイバーセキュリティ事故の当事者に!!

情報漏えい

2018年に公表された個人情報漏えい者数

日本人の

約 **1/20**
(5,613,797人)

出典：JNSA「2018年情報セキュリティインシデントに関する調査結果～個人情報漏えい編～(速報版)」

想定損害賠償額

2018年に公表された個人情報漏えい事故の想定損害賠償額

総額

約 **2,700**
億円

通常では想定外のアクセス

2020年にインターネットとの接続点に設置したセンサーで検知した1日1IPアドレスあたりの件数と前年度比

前年比較

約 **1.6** 倍
(6,506件)

出典：警察庁「令和2年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」

標的は大企業ばかりではない!!

「自社にもサイバー攻撃が起きる」ということを念頭に置き、損害発生および拡大を防止する対策を構築しておく必要があります!

出典：IPA「2016年度 中小企業における情報セキュリティ対策に関する実態調査」約4,000社のうち「ウィルスに感染した、もしくは発見した」と答えた企業の割合

情報漏えい事故の発生要因は**サイバー攻撃**によるものが増加しています!!

情報漏えい保険(サイバー補償プラン)では**サイバー攻撃による損害も補償対象!!**

出典：NRIセキュアテクノロジーズ「企業における情報セキュリティ実態調査2017」

Q 過去1年間で発生した情報セキュリティに関する事件・事故はありますか? [N=671(複数回答)]

1位

電子メール、FAX、郵便物等の誤送信・誤発送



35.6%

内部要因

2位

標的型メール攻撃



34.1%

サイバー攻撃

3位

ランサムウェア*1 ※3による金銭等の要求



32.5%

サイバー攻撃

4位

マルウェア*2 感染*3



31.0%

サイバー攻撃

5位

情報機器・外部記憶媒体等の紛失・置き忘れ



28.9%

内部要因

————— コンピューターウィルス等の感染被害 —————

*1 感染したPC上に保存されているファイルを使用できない状態にし、復旧させることと引き換えに身代金を要求するマルウェア

*2 不正かつ有害な動作を行う意図で作成された悪意のあるソフトウェア(コンピューターウィルス等)の総称 *3 脅迫金(身代金)は補償対象外です。

自社PCが不正アクセスを受け、数百件の顧客情報が流出した。

個人情報漏えいに伴う見舞金 約30万円
調査費用 約800万円
復旧費用 約300万円
合計 約1,130万円



想定される損害と保険金*

約**1,130**万円の損害

*想定損害額は、一定の過程に基づいて計算しているものです。実際のお支払保険金は契約の条件によって異なります。

★任意でお申込み

ただし、以下①②に該当する場合はご加入することができません。

①過去5年において、情報漏えい保険で補償される事故が発生したことがある。

②現在、情報漏えい保険で補償される事故が発生する可能性がある状況、事実、事情を認識している。

3. 補償内容

被保険者(保険の補償を受けられる方)	ご加入事業者さまならびに、ご加入事業者さまの使用人等 ※ご加入事業者さまの下請業者および委託先は含みません。
保険適用地域	全世界

対象となる費用		対象となる事由	
第三者に対する賠償責任	「サイバーリスク」等に起因して他人に損害を与えた場合の賠償責任・争訟費用を補償	①サイバー攻撃	被保険者のコンピュータシステムに対する不正なアクセスや処理、操作、犯罪行為など
事故発生時の各種対応費用	「サイバー攻撃」の発生等に起因して生じる「事故調査」から「解決/再発防止」までの諸費用の補償	②情報漏えい・おそれ	被保険者の業務における情報漏えいおよびそのおそれ
サイバー攻撃による対人・対物事故補償追加条項	ご加入事業者さまのシステムが外部からサイバー攻撃を受けたことに起因して発生する他人の身体障害や財物損壊について補償	③デジタルコンテンツの不当事由	デジタルコンテンツの使用の結果生じた名誉棄損や、プライバシー侵害、著作権または商標権侵害など
使用人法令違反補償追加条項	使用人等の犯罪行為・背任行為等に起因して生じた損害を補償。(ただし、犯罪行為・背任行為等を行った使用人等自身の被る損害については補償しません。)	④ITユーザー業務による偶然な事故	上記①～③以外の被保険者の業務の一環としてのシステムの所有・使用・管理に起因する偶然な事由

4. 補償の対象およびお支払いする保険金

第三者賠償責任保険金	3億円(保険期間中通算でも3億円)
事故発生時の各種対応費用	3,000万円(保険期間中通算でも3,000万円)

5. 緊急時サポート総合サービスが利用可能

情報漏えい保険(サイバー補償プラン)では、「緊急時に何をすべきか分からない」「対応する要員やノウハウがない」といった不安を解消する『緊急時サポート総合サービス』が自動セットされています。SOMPOLリスクマネジメント(株)が有事の対応を全体コーディネートします!

➡詳細はパンフレット20ページをご確認ください。

※サイバー事故が発生した際の相談窓口のご用意もございます。ご連絡先は加入者証に記載されます。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

(詳細は34ページをご確認ください)

- 直接であると間接であるとを問わず、次の事由に起因する損害賠償請求
ア. 汚染物質の排出、流出、いつ出、漏出またはそれらが発生するおそれがある状態
イ. 汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化もしくは中和化の指示または要請
- 直接であると間接であるとを問わず、核物質の危険性またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求
- 直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する損害賠償請求
- 直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火、洪水、高潮または津波に起因する損害賠償請求
- 保険契約者または被保険者の故意に起因する損害賠償請求。ただし、被保険者の故意に起因する損害に関して、当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害および費用にかぎります。 など

【事故発生時の各種対応費用部分】

- 記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する情報の漏えいまたはそのおそれ
- 記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止または障害が発生したことにより、記名被保険者に対してそれらが提供されなかったことに起因して発生した費用 など

付帯サービスについて

こころとからだホットライン

「こころとからだホットライン」は、事業活動総合保険(傷害プラン)にご加入いただいた企業の役職員の皆さまの心と身体の健康に関するご相談をはじめ日常の色々な悩みなどを、無料で電話相談いただけるサービスです。また、人事労務部門ご担当者さまの相談窓口としてもご利用いただくことが可能です。貴社のメンタルヘルス対策や健康増進の福利厚生制度としてぜひご活用ください。

事業活動総合保険(傷害プラン)にご加入の事業者さまは“無料”
でご利用いただけます!

※プランA・B・C・D全て対象です。



主なメディカル&生活関連サポートサービス ◀ 24時間・365日

健康・医療相談

健康や医療全般に関する悩みや相談にお答えします。

健康チェックサポート

人間ドック紹介

人間ドックの活用・相談ならびに予約・紹介を行います。

郵便検診

忙しくてなかなか検診が受けられない方などのために、自宅で可能な「郵便検診」をご紹介するサービスです。

検診結果相談

検診結果に関する悩みや相談にお答えします。

予約制専門医相談

「健康・医療相談サービス」でお答えしたうえで、より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話で相談(予約制)いただくことが可能です。

医療機関情報提供

緊急時の医療機関情報の提供

夜間休日の救急医療機関や、出張先・旅先での最寄りの医療機関の情報を提供します。

専門医療機関情報の提供

地域の専門医療機関情報をご提供します。

公的給付相談(予約制)

社会保険労務士が公的給付に関わる相談にお答えします。

法律・税金相談(予約制)

弁護士が法律に関して、また、税理士が税金に関わる相談にお答えします。

主なメンタルヘルスサービス



メンタルヘルスカウンセリング

全国約100か所のカウンセリング拠点にて、対面またはWebでのカウンセリングを行います。(予約制)

- 1名につき年間5回まで、1回は約50分まで
- 予約受付は平日9:00~22:00
土曜10:00~20:00
※日祝・年末年始(12/29-1/4)を除きます。



メンタルヘルス 電話 カウンセリング

臨床心理士等のカウンセラーがメンタルヘルスに関わる相談に電話で対応します。

- 利用時間
平日9:00~22:00 土曜10:00~20:00
※日祝・年末年始(12/29-1/4)を除きます。
- 回数制限なし



メンタル IT サポート(Webストレスチェック)

ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。

人事労務ご担当者さま向けサービス ◀ 平日9:00~17:00

マネジメントサポート

産業保健の経験を有する保健師・看護師等がメンタルヘルスに関わる人事マネジメント全般に関する質問にお答えします。

リハビリテーションサポート

産業保健の経験を有する保健師・看護師等が職場復帰のためのリハビリ全般に関する相談にお答えします。

職場復帰サポート

産業保健の経験を有する保健師・看護師等が職場復帰のための職場環境等の体制整備全般に関する質問にお答えします。

※1 本サービスは損保ジャパンの提携業者が提供します。

※2 お電話での相談の際には、お名前、企業名、証券番号をお聞きすることがございますので、ご了承ください。

プランC・Dにご加入の事業者さま限定!

ストレスチェックサポートサービスも“無料”でご利用いただけます!

メンタルヘルス対策の充実・強化等を目的として、従業員数50名以上のすべての事業場にストレスチェックの実施を義務付ける「労働安全衛生法の一部を改正する法律(通称:ストレスチェック義務化法案)」が2015年12月に施行されました。

サービス概要

- 厚生労働省推奨の「職業性ストレス簡易調査票」によるストレスチェックシステムです。
- 本サービスは、ご契約企業のご担当者(実施者を含みます。)がストレスチェックシステムを操作することによりご利用いただくサービスです。
- 個人結果を部署ごとに集計し、組織全体のストレス構造を分析することができます。

サービスの対象	WEBによるストレスチェック	検査の結果	従業員ごとのストレスプロフィールの表示
検査基準の設定	高ストレス者の基準の設定(注)		従業員への相談窓口の表示
検査の内容	「職業性ストレス簡易調査票(57項目)」の使用		事業者への集団的分析結果の提供(注)
未受検者対応	ストレスチェック未実施従業員へのリマインドメール(注)	サービス終了後	実施者へのストレスチェック結果の提供(注)
			労働基準監督署への届出に必要な情報の提供

(注)企業のご担当者(実施者を含みます。)のシステム操作が必要となります。

サービスのご利用方法 ▶ まもりす倶楽部事務局までご連絡ください。

緊急時サポート総合サービス

事業活動総合保険(傷害プラン)で雇用慣行賠償責任補償特約の対象となる事故が発生した場合と情報漏えい保険(サイバー補償プラン)にご加入の事業者さまは必要な各種対応を支援する「緊急時サポート総合サービス」をご利用いただけます。

サービス概要

緊急時広報支援 サイバー 雇用慣行

- 記者会見実施支援
- 新聞社告支援 など

- SNS炎上対応支援
- WEBモニタリング、緊急通知支援 など

コールセンター支援 サイバー

- コールセンター立ち上げ
- コールセンター運用
- クローージング支援 など

調査・応急対応支援 サイバー

- 事故判定
- 原因究明支援
- 影響範囲調査支援
- 被害防止拡大アドバイス など

信頼回復支援 サイバー

- 外部専門機関が再発防止策の実施状況について報告書を発行 など

GDPR対応支援機能 サイバー

- GDPR対応に要する対応方針決定支援
- 監督機関への通知支援
- 協力弁護士事務所への紹介 など

エデュケーション機能 雇用慣行

- ハラスメント事故発生後の研修などサポート

コーディネーション サイバー 雇用慣行

- 各種サポートの調整 など



経営支援サービス

中小企業の経営課題の解決に役立つ情報やサービスが無料

専門家による企業経営アドバイスなどのサービスが無料で受けられます。さまざまな経営支援サービスの活用により安定的な経営が可能になります。



資金対策

事業継承

脱炭素・GX

人材確保・育成

海外展開・事業拡大

主なサービス内容

- 助成金・補助金簡単無料診断
- 海外展開支援サービス
- バトズマッチングサービス
- GXはじめてガイド
- e-Learningライブラリー



ご利用にあたり

経営支援サービスは、当社取扱保険会社である東京海上日動火災保険株式会社が運営している「BUDDY+」を活用してご提供するサービスです。

※まもりす倶楽部がおすすめる、東京海上日動BUDDY+への申込みでご利用いただけます。本クラブへの入会金・年会費は無料です。（一部のサービスに有料となるもの、条件により利用できないサービスもございます。）
なお、本サービスの内容は予告なく変更することがあります。

サービスのご利用方法

まもりす倶楽部事務局まで資料をご請求ください。

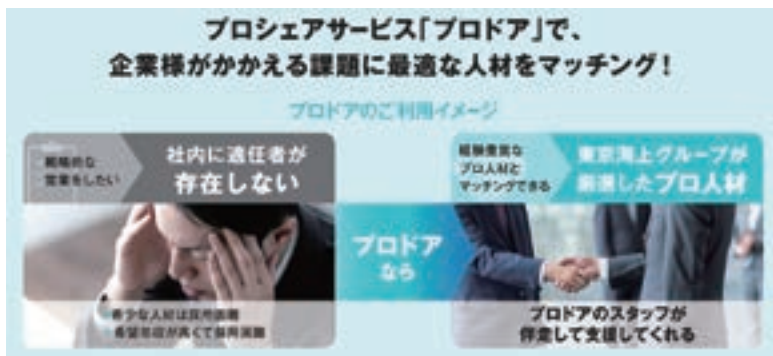


生産性向上・DX支援プロドア

プロフェッショナル人材の業務委託を割安な料金でご利用可能（有料）



まもりす倶楽部会員の経営者・従業員の皆さまに、割安な料金でプロフェッショナル人材のマッチングサービスをご利用いただけます。月2日や1ヵ月だけなど、柔軟な雇用形態でプロ人材とご契約でき、経営課題のヒアリングから具体的な解決策で営業力を強化できます。



ご利用にあたり

生産性向上・DX支援プロドアは、当社取扱保険会社である東京海上日動火災保険株式会社が運営している「BUDDY+」を活用してご提供する有料サービスです。

実際のプロ人材との業務委託契約や業務委託料に関しては個別にご相談いただくことになります。

※まもりす倶楽部がおすすめる、東京海上日動BUDDY+への申込みでご利用いただけます。本クラブへの入会金・年会費は無料です。（一部のサービスに有料となるもの、条件により利用できないサービスもございます。）
なお、本サービスの内容は予告なく変更することがあります。

サービスのご利用方法

まもりす倶楽部事務局まで資料をご請求ください。



販促グッズのご案内

お得な会員価格でご提供

販促グッズを活用することで、住宅取得業者さまへのPRにつながります。

現場PRシート

のぼり

保険付保証明書等ケース

現場PRシート

現場を自社宣伝の場にしませんか？ 近隣の方々へのアピールに最適な現場PRシートに貴社名が印刷できます。(社名は文字体や色も選択可能)また、データをご支給いただければ、自社オリジナルロゴも印刷することが可能です。

■規格

1,800mm巾×3,600mm

■素材

現場PRシート(防災Ⅱ類、ハトメ付)

※ハトメピッチを指定できます。

(指定がない場合は450mmピッチ)

■価格例(消費税別)

注文枚数	まもりす倶楽部 会員価格	通常価格
1枚	16,500円	17,800円
3枚	44,900円	51,300円
5枚	73,800円	84,800円

※上記金額は送料が含まれます。ただし、北海道、九州・沖縄等一部地域については、上記金額に送料を追加させていただきます。

※上記以外の枚数をご注文される場合の価格はお問い合わせください。

※振込み手数料は、ご負担ください。

※上記価格は、2024年4月現在の料金です。

イメージ



のぼり

※のぼり用ポールは別売りです。

建築現場や現場見学会・事務所入り口などにPR用のぼりを活用しませんか？

のぼりには貴社名が印刷できます。(社名は文字体や色も選択可能)また、データをご支給いただければ、自社オリジナルロゴも印刷することが可能です。

■サイズ

600mm×1,800mm

(一般的なのぼり旗サイズです。)

■仕様

生地:テトロンポンジ

■デザイン

2種類からお選びください。

■価格例(消費税別)

注文枚数	まもりす倶楽部 会員価格	通常価格
1枚	3,900円	4,200円
5枚	8,700円	10,200円
10枚	15,000円	18,000円

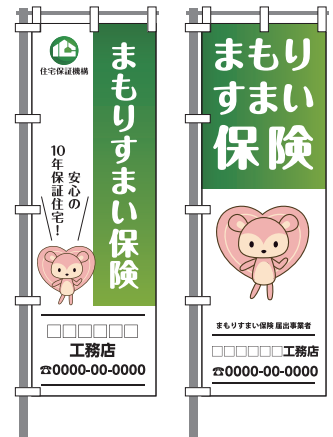
※上記金額は送料が含まれます。ただし、北海道、九州・沖縄等一部地域については、上記金額に送料を追加させていただきます。

※上記以外の枚数またはのぼり用ポールをご注文される場合の価格はお問い合わせください。

※振込み手数料は、ご負担ください。

※上記価格は、2024年4月現在の料金です。

イメージ



保険付保証明書等ケース

お客さまに、まもりすまい保険の付保証明書や、図面、確認申請書等の書類をお渡しするときに、1つのファイルにまとめてお渡ししませんか？ まもりす倶楽部オリジナルの「保険付保証明書等ケース」なら、表紙に名刺入れ、中面にクリアファイル4枚付です。

■サイズ

縦308mm×横246mm×背表紙19mm

■材質

表紙:PP(ポリプロピレン)

中袋:PPクリアファイル

2穴用リング金具:シニリング13R

■仕様

表紙に名刺フォルダー付

中表紙(表2)面にコーナーポケット

中袋4枚入り

※通常の2穴リファイルクリアポケットが10枚程度追加可能。

■価格例(消費税別)

注文部数	まもりす倶楽部 会員価格	通常価格
1部	490円	570円
2部	880円	980円
5部	1,980円	2,290円

※上記金額は送料が含まれます。ただし、北海道、九州・沖縄等一部地域については、上記金額に送料を追加させていただきます。

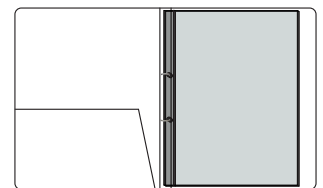
※上記以外の部数をご注文される場合の価格はお問い合わせください。

※上記価格は、2024年4月現在の料金です。

イメージ



↓中面



ご注文・お問い合わせ先

住宅保証機構(株)まもりす倶楽部事務局((株)ライズプラス内)

電話:03-5839-2050 FAX:03-5839-2494 〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-5-14 リベラ岩本町4F

サービスのご利用方法

住宅保証機構ホームページよりご希望の商品の注文書をダウンロードし、まもりす倶楽部事務局までFAXにてご注文ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項

〈事業活動総合保険(売掛補償サポートプラン)・建設工事保険・運送保険・賠償責任保険・事業活動総合保険(傷害プラン)・争訟対応費用保険・情報漏えい保険〉

ご加入者さまにとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

加入事業者さま以外の被保険者(保険の補償を受けられる方。)へも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。

この保険のあらまし

商品の仕組み：賠償責任保険普通保険約款、建設工事保険普通保険約款、事業活動総合保険普通保険約款、費用・利益保険普通保険約款、業務過誤賠償責任保険普通保険約款、運送保険普通保険約款に各種特約条項、追加条項をセットしたものです。

保険契約者：まもりす倶楽部

保険期間：2024年4月1日午後4時から2025年4月1日午後4時までとなります。

保険責任期間：保険期間中に発生した事故が補償の対象となります。

加入対象者：まもりす倶楽部会員事業者さま(保険期間開始日時時点で、退会された事業者さまは更新することができません。)

被保険者：3~18ページをご参照ください。

保険料：まもりす倶楽部事務局にお問い合わせいただくか、45~49ページの保険料をご確認ください。

お支払方法：まもりす倶楽部の指定口座に振込みにてお支払いください。

お手続き方法：「まもりす倶楽部入会申込書兼団体保険制度加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、まもりす倶楽部事務局までご送付ください。

中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険開始日は、原則、毎月15日(休日の場合は前営業日)までの受付分(「まもりす倶楽部申込書兼団体保

険制度加入依頼書」がまもりす倶楽部事務局に到着し、かつ毎月20日までに保険料・会費の着金が必要です。)は、受付日の翌月1日(15日過ぎの受付分は、翌々月1日)から2025年4月1日午後4時までとなります。会費(保険料)につきましては、中途加入の保険期間開始日の前月20日までに振込口座にお振込みください。

確定精算：この保険契約の保険料を定めるために用いる「保険料算出基礎」は、直近の会計年度における完成工事高または売上高となっており、保険期間終了後の確定精算はありません(ご申告いただいた金額が、ご契約時における直近の会計年度の年間完成工事高に不足していた場合、保険金が削減払いされますのでご注意ください)。ただし、完成工事高または売上高が30億円を超える工事については、ご契約期間終了後、完成工事高・売上金額の確定数値に基づき算出した保険料との差額を精算させていただきます。

引受条件に關する注意事項：この団体保険制度(まもりす倶楽部)につきましては、著しく保険金請求頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する保険金のお支払いまたはそのご請求があった場合には、制度維持安定化のため、翌年度以降に継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

(1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知義務>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

(2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項^(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

直近決算日の年間完成工事高、売上高、情報漏えい保険(サイバー補償プラン)については以下の①②

①過去5年において、情報漏えい保険で補償される事故の発生有無。

②現在、情報漏えい保険で補償される事故が発生する可能性がある状況、事実、事情を認識しているか否か。

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

(1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

・加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)
・法定外補償規定などの変更
(事業活動総合保険にご加入の場合)

(注)住所・電話番号・FAX番号・加入者名など加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づき追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

(4) 重大事由による解除

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力

に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

●個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

●その他のご注意

- この保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- 保険料算出の基礎となる年間完成工事高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分に確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
※事業活動総合保険は日本国外で発生した事故も対象となります。
※情報漏えい保険(サイバー補償プラン)契約の保険適用地域は全世界となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
- クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について、営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。

(次ページに続きます。)

(前ページからの続きです。)

- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における年間完成工事高等により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の年間完成工事高等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。

●取扱代理店

- 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

●保険会社破綻時の取扱い

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに

発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●共同保険等に関するご説明

- この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。引受割合につきましては、取扱代理店までお問い合わせください。

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社(幹事)
東京海上日動火災保険株式会社
三井住友海上火災保険株式会社

●保険契約の無効、取消しについて

次の場合に保険契約が無効または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

- ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
- ご契約者、被保険者の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合など

売掛補償サポートのあらまし

●対象業種の詳細

売掛補償サポートの対象業種は以下のとおりです。

- ①建設業(リフォーム工事含む)
- ②不動産代理・仲介業(不動産賃貸・売買の代理・仲介を行う事業)
- ③建設設計事務所(工事の施工を行う事業は除く)、インテリア・服飾などのデザイン業(制作を行う事業は除く。)
- ④不動産賃貸業、貸家業・貸間業、駐車場業、不動産管理業 など
- ⑤土木建設サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業、測量業

保険金をお支払いする主な場合

●お支払いする保険金の内容

次のいずれかの事故により貴社が被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、次のいずれかの事故が発生したと認められる時点において、その事故にかかる債務者に対して有する債権の合計額^(注1)が10万円以上である場合にかぎります。

倒産事故	債務者が次のいずれかの事由により貴社に対して負担する債務を履行できないことをいいます。 ①債務者に破産手続の開始、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始または特別清算の開始の申立があったこと ②債務者が取引金融機関または手形交換所の取引停止処分を受けたこと ③債務者の財産に対して強制換価手続が開始されたこと、仮差押命令が発せられたことまたは保全差押としての通知が発せられたこと ④債務者の相続人の全員が相続の限定承認もしくは相続の放棄の申述をしたことまたは財産の分離の請求がなされたこと ⑤債務者がその財産につき管理人を置かないままその住所または居所を去った後1か年間を経過してもその債務者の生存が確かめられないこと
入金遅延事故	債務者が、貴社に対する債務の一部または全部を履行せず、その弁済期日 ^(注2) から1か月を経過したこと

●保険期間と保険金を支払う場合の関係

- 保険期間中に倒産事故または入金遅延事故が発生した場合にかぎり、保険金を支払います。なお、事故の発生については、その発生時刻にかかわらずその日の午後4時に発生したものとみなします。
- 上記にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、保険期間の初日より前に発生した債権^(注4)にかかる事故に対しては保険金を支払いません。
- この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日とする有効な継続契約がある場合で、この保険契約の保険期間の末日に事故が発生したときは、その継続契約において保険責任が発生し、この保険契約においては保険責任が発生しないものとします。

●対象となる債権および債務者の範囲

- この特約において対象となる債権は、商品等の取引に関する契約に基づき貴社が債務者に対して有する債権とします。ただし、次の①から④までのすべてを満たすものにかぎります。
 - ①債務者にとって代金等に関する債務^(注5)に該当する^(注6)のものであり、その決済に日本円以外のものを使用しない取引であること
 - ②債務者にとって違約金等の債務^(注7)に該当していないこと
 - ③債権の発生時点からその債務者による弁済期日までの期間が1年以内であること。なお、債務の弁済期日が客観的に確認できない場合は、商品等の取引に関する契約の解除日を債務の弁済期日とみなします。ただし、その解除日が書面により明示できる場合にかぎります。
 - ④債務の弁済期日が、初年度契約の保険期間の初日ではない取引であること
- 次のいずれかに該当する契約に基づく債権については、この特約の対象には含みません。
 - ①次のいずれかのもを商品等とする契約
 - ア. 現金、小切手、手形または有価証券
 - イ. 貴金属、宝玉または宝石
 - ②デリバティブ取引に関する契約
 - ③建物売買契約、土地売買契約およびこれらに付随する契約

(次ページに続きます。)

(前ページからの続きです。)

- ④融資契約または金銭消費貸借契約
- ⑤フランチャイズ契約
- ⑥債務保証契約
- ⑦1年を超える契約期間の割賦販売契約
- ⑧1年を超える契約期間の賃貸借契約
- ⑨1年以下の契約期間の賃貸借契約で、契約期間満了時に契約者間の反対意思のないかぎり自動的に契約期間が延長または更新されることが約定されている契約
- ⑩各種法令等に違反する契約
- ⑪一般的な商慣習に照らし合わせて、一方の当事者に対して著しく不利益を生じさせるような契約
- この保険契約の締結時^(注8)、債権の発生時点または事故発生時のいずれかのときにおいて次のいずれかに該当する債務者に対する債権については、商取引ユニットの対象となる債権には含みません。ただし、①から⑤までの者については、貴社がその債務者に対して、経営におよぼす影響力を明らかに有していないと判断される場合を除きます。
 - ①貴社の親会社、子会社および関連会社^(注9)
 - ②貴社と同一の連結財務諸表の対象となるグループ会社^(注10)
 - ③貴社が役員を派遣している法人および役員の兼務がある法人
 - ④①から③までに定める法人が役員を派遣している法人および役員の兼務がある法人
 - ⑤貴社の役員が過半数を超える議決権を有する法人
 - ⑥貴社または①から⑤までのいずれかに該当する法人が、何らかの方法で支援を行っている法人または個人事業主
 - ⑦貴社の役員またはその3親等以内の親族が、役員または個人事業主である貴社以外の法人または個人事業主
 - ⑧国もしくは国に準ずる機関または地方公共団体もしくは地方公共団体に準ずる機関
 - ⑨日本の法令に準拠して設立された法人または日本国内に住所を有する個人事業主のいずれにも該当しない者
 - ⑩貴社を被保険者とする取引信用保険契約を損保ジャパンと締結している場合で、その保険契約において保険金の支払い対象となる債務者。なお、その保険契約において債務者として記名されていると否とを問いません。

(注1) その事故にかかる債務者に対して貴社が有する債権の合計額は、この特約で対象となる債権を合計した額をいい、それぞれの債権の額には遅延損害金の額は含まないものとします。

(注2) 期日を延期した場合^(注3)であっても、延期前の期日を弁済期日とみなします。

(注3) 弁済期日の延期を目的とした代金決済日の繰延べまたは手形の書換えを含みます。

(注4) 債権の発生時点が、保険期間の初日より前にある債権をいいます。(P.3「対象となる契約(取引)」の⑤に該当する契約にかかる債権の場合は、債権の発生時点および商品等の取引に関する契約の締結日が共に保険期間の初日より前にある債権をいうものとします。)

(注5) 商品等の取引に関する契約に基づき発生した債務をいいます。ただし、債務の履行地が日本国内のものであって、日本法に準拠し、日本の裁判所の管轄権に属するものにかぎるものとし、商品等に付随する運賃・送料等を含み、前受金の返還債務および違約金等の債務^(注7)は含みません。

(注6) 代金等に関する債務に該当することが合理的に判断できる場合を含みます。

(注7) 次のいずれかの結果として債務者に発生する債務をいい、商品等の取引に関する契約におけるキャンセル料金、損害賠償金および違約金ならびに賃貸借契約等における賃借物の不返却の場合の買取費用等(名称を問いません。)を含みます。

- ①債務者が商品等の取引に関する契約における義務を履行しないこと
- ②債務者が商品等の取引に関する契約の約定事項に違反したこと

(注8) この保険契約の契約内容の変更手続き時を含みます。

(注9) 会社法(平成17年法律第86号)の定めに従います。

(注10) 連結財務諸表提出会社およびその連結子会社ならびに持分法が適用される非連結子会社および関連会社をいいます。

●債権発生日(債権の発生時点)

商品等の取引に関する契約の種類ごとに以下のとおりです。

商品等の取引に関する契約の種類	債権の発生時点
①売買契約または売買委託契約	商品等が販売された時
②委託または③以外の請負契約	役務の提供が完了した時
③建設業法(昭和24年法律第100号)における建設工事の請負契約	貴社の行う一部または全部の業務について、完工 ^(注11) し、貴社が請求書 ^(注12) を発行した時
④賃貸借契約	締め日が到来した時
⑤立替払契約	金銭を立替えた時

●保険金のお支払額

(1) お支払いする保険金および支払限度額

お支払いする保険金の内容	貴社との日本国内における商品等の取引先が、貴社に対して負担する販売代金等の債務を履行しないことにより、貴社が被る損害に対して保険金をお支払いします。
保険金請求回数 ^(注13)	保険金のご請求は、保険期間中に10回まで行うことができます。
支払限度額	1債務者あたり、ご契約時に設定した商取引ユニットの支払限度額。ただし、保険期間を通じてその額の10倍の額が限度となります。

(2) 損害額の算出方法

次の算式により算出した損害の額^(注14)を、保険金の額として支払います。

事故発生時の未回収債権額

－反対債務額^(注15) × 事故発生時の未回収債権額 ÷ 全債権総額^(注16)

－事故発生日以降、貴社が回収した金額から回収のために要した費用を控除した額

－事故発生日以降、未回収債権につき弁済を受けた金額

●保険金の内払(入金遅延事故のみ)

- 債務者との取引関係を継続させること等を理由として、貴社は債務者に対する全債権のうち、特定^(注3)の債権にかかる損害に対する保険金について、他の債権に先行して損保ジャパンに請求することができます。ただし、次のすべてを満たす場合にかぎります。
 - ①入金遅延事故が発生したこと
 - ②入金遅延事故が発生した時点において、弁済期日を延期した債権^(注4)がないこと
 - ③内払いを行うことが貴社と債務者との間で締結されている商品等の取引に関する契約に反していないこと
- 内払いを行った場合、損保ジャパンは内払いする保険金にかかる債権について入金遅延の事故日から2か月間は求償権を行使しないこととします。また、内払いを行うかどうかについては、貴社が選択することができます。

●他の保険契約等がある場合の保険金のお支払額

- 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注17)の合計額が損害の額^(注18)を超過するときは、損保ジャパンは、損害の額について、それぞれの支払責任額の合計額に対するこの保険契約による支払責任額の割合によって保険金を支払います。
 - 他の事業活動総合保険契約がある場合で、それぞれの支払責任額の合計額が最高支払限度額^(注20)を超過するときは、損保ジャパンは、最高支払限度額または損害の額のいずれか低い額を、それぞれの支払責任額の合計額に対するこの保険契約による支払責任額の割合によって保険金を支払います。
- (注11) 債務者による出来高の認定または検収の完了をいいます。
- (注12) 債務者による出来高の認定または検収の完了のうち、いずれか早い日から1か月以内に発行されたものにかぎります。
- (注13) 次に該当する場合は、それぞれ以下の定めに従って事故の回数を数えます。
- ・入金遅延事故が発生したあと、倒産事故に該当した場合、その入金遅延事故および倒産事故を同一の事故とみなし、入金遅延事故が発生した時点において1回の事故が発生したものと数えます。
 - ・貴社が保険金の内払いの請求をした場合、内払の回数は数えず、内払が無かったものとして事故の回数を数えます。
 - ・保険金の額に達するまで回収金を損保ジャパンに対して支払った場合、回数に含めません。
- (注14) 事故発生日までの遅延利息を含みません。
- (注15) 事故発生時において貴社が債務者に対して負う債務の額をいいます。
- (注16) 事故発生時において貴社が債務者に対して有する債権の総額をいいます。(事故発生時の未回収債権額および保険金支払の対象とならない債権を含みます)。
- (注17) それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。以下、同様とします。
- (注18) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額^(注19)の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とし、それぞれの保険契約または共済契約に縮小支払割合の適用がある場合は、そのうち最も高い割合をその額に乗じた額とします。
- (注19) 支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
- (注20) この保険契約および他の事業活動総合保険契約のうち、最も高額で設定された1債務者あたりの支払限度額を指します。以下、同様とします。

保険金をお支払いできない場合

- 次のいずれかの事由により記名被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ①ご契約者または記名被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反。なお、直接であると間接であると問わず、次のア、およびイ、の場合を含みます。
 - ア、ご契約者または記名被保険者が、債務者または第三者と共謀して事故を発生させた場合
 - イ、事故の発生について、ご契約者または記名被保険者が加担している場合
 - ②商品等の瑕疵(かし)
 - ③事故および債務不履行発生時の義務を十分に履行しなかったこと
- 次のいずれかの事象により発生した社会的または経済的混乱によって生じた事故およびその事故により記名被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ②地震、噴火、津波、洪水、高潮、台風またはこれらに類似の事象
 - ③核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事象
 - ④③以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤テロ行為またはその結果生じた事象
 - ⑥サイバー攻撃等またはその結果として生じた事象
- 次のいずれかの事故により発生した損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ①記名被保険者が未成年者その他の制限行為能力者と商品等の取引に関する契約を締結した場合において、法定代理人その他の者の追認を受ける時までの間に生じた事故
 - ②債権の不存在、無効、取消、相殺等の抗弁事由を含む瑕疵(かし)のある債権または紛争の対象となっている債権に生じた事故
- 次のいずれかに該当する事実がある場合または次のいずれかに該当することを記名被保険者が認識している場合^(注1)において、その債務者との間に発生した債権に生じた事故およびその事故により被った損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ①債務者が、保険期間中に倒産事故または入金遅延事故を発生させたこと。ただし、次のア、からイ、までの間に代金等の回収があり、不履行となった債務の全額が弁済された場合は、その弁済が完了した日以降の期間については、その事故は発生しなかったものとみなします。
 - ア、事故が発生した時
 - イ、損保ジャパンが、記名被保険者から譲渡された事故にかかる権利の行使を開始した時
 - ②この保険契約の保険期間の開始日直前12か月間に、債務者が倒産事故または入金遅延事故を発生させたこと。ただし、それらの事故は商品等に関する取引に関するものであるか否かを問いません。なお、その事故によって不履行となった債務に対して、この保険契約の保険期間の開始日より前に債務者が全額を弁済した場合は、その事故は発生しなかったものとみなします。
 - ③この保険契約が初年度契約である場合に、保険期間の開始日時点で債務者が記名被保険者に対して債務不履行を発生させていること。ただし、その債務不履行は、商品等に関する取引に関するものであるか否かを問いません。
 - ④この保険契約が初年度契約である場合に、保険期間の開始日時点で債務者が記名被保険者以外の者に対して債務不履行を発生させていること。ただし、記名被保険者がその債務不履行を知りえない場合は、この規定は適用しません。
 - ⑤この保険契約の保険期間の開始日直前12か月間に、債務者からの通告等により手形等の弁済期日を延長したことがあること。ただし、その行為が商品等に関する取引に関するものであるか否かを問いません。なお、その手形等について、この保険契約の保険期間の開始日より前に債務者が全額を支払った場合は、この規定は適用しません。
 - ⑥債務者に代金支払能力がないこと。ただし、記名被保険者がそのことを知りえない場合は、この規定は適用しません。
- 債務者が次のいずれかに該当する場合において、その債務者との間に発生した債権に生じた事故およびその事故により被った損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのは、重過失に該当する場合にかぎります。
 - ①反社会的勢力に該当すると認められること
 - ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(注1) 認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

事業活動総合保険マルチリスクプラン(休業ユニット※供給先占有物件のみ補償特約)について

保険金をお支払いする主な場合

下記の事故の種類①～⑨の事故によって、対象物件に損害が生じた結果、貴社の営業が休止または阻害されたために生じた損失などに対して保険金をお支払いします。

●対象物件について

記名被保険者の供給先^(注1)が日本国内で占有する財物にかぎります。

記名被保険者自らが所有・使用・管理・占有する財物が罹災したことによる損害は補償対象外となりますのでご注意ください。

(注1)商品・製品等を直接記名被保険者より受け入れる者をいいます。記名被保険者が行う物流業務^(注2)に起因する事故については、これに荷主を含めます。ただし、記名被保険者よりサービスの提供を受ける者を含みません。

→ サービス(工事請負契約など)の役務を提供する先や、取引の仲介を行う商社等は供給先とはみなしません。

(注2)物流業務に起因する事故の場合は、荷主が日本国内で占有する財物が損害を受け、貨物運送が中止された結果生じた損失等にかぎりお支払いします。

ご注意	対象物件にならない物	
●自動車 ●船舶 ●航空機 ●動物・植物 ^(注3) ●貴金属・宝石・美術品で1個または1組の価額が30万円を超える物		など
■工事業務固有		
●工事の目的物 ●工事の目的物に付随する足場工、型枠工、土留工その他仮工事の目的物 ●仮設される電気配線、配管、照明設備などの工事業務用仮設物		
●仮設現場事務所、仮設倉庫などの工事業務用仮設建物およびこれらに収容されている什(じゅう)器・備品 ●工事業務用材料		
●工事業務用仮設材(仮工事の目的物の一部を構成する資材) ●工事業務用仮設備および工事業務用機械器具ならびにこれらの部品		など

No	事故の種類	
①	火災、落雷、破裂、爆発	◎
②	風災・雹災・雪災	○
③	建物の外部からの物体の衝突、飛来など	◎
④	給排水設備に生じた事故による水濡れなど	◎
⑤	騒擾、労働争議など	◎
⑥	盗難	◎
⑦	水災	○
⑧	電氣的事故・機械的事故	○
⑨	その他の不測かつ突発的な事故 ^(注4)	○

◎: 事故発生日の当日分から休業損失、営業継続費用をお支払いします。
 ○: 事故発生日の翌日分から休業損失をお支払いします。
 (営業継続費用は当日分からお支払いします。)

●お支払いする保険金の内容

保険金の種類	保険金の内容	支払限度額
①休業損失保険金	てん補期間内の喪失利益(収益減少額×利益率)と収益減少防止費用 ^(注5) の合計額からてん補期間内に支払いを免れた費用を差し引いた額をお支払いします ^(注6) 。	プランA: 100万円 プランB: 200万円
②営業継続費用保険金	記名被保険者が営業を継続するために必要な仮店舗の賃借料などの追加費用をお支払いします。 ^(注8)	プランA: 100万円 プランB: 200万円

(注3)動物・植物が商品・製品等である場合は対象物件に含まれます。

(注4)対象物件が損害を受けたこと以外による営業の休止または阻害(食中毒・感染症による汚染、ユーティリティの中断など)は補償対象外です。

(注5)標準売上高^(注7)に相当する額の減少の発生および拡大を防止するためにてん補期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える額をいいます。ただし、損害防止費用は含みません。

(注6)保険金のお支払対象となるてん補期間は12か月までとなります。

(注7)事故発生直前12か月のうちてん補期間に相当する期間の売上高をいいます。

(注8)保険金のお支払対象となる復旧期間は12か月までとなります。

保険金をお支払いできない主な場合

【共通の事由】

- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人およびその代理人の故意、重大な過失、法令違反
- 地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質による事故
- 復旧・営業の継続に対する妨害
- 差押え、徴発、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
- 供給者などの倒産
- 直接であると間接であると問わず対象物件がサイバー攻撃等によって損害を受けた結果として生じた損失等。

など

【対象物件である商品・製品等に生じた次の損害】

- 冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調、機能停止に起因する温度変化によって生じた損害
- 万引きによって生じた損害
- 検品、棚卸しの際に発見された数量不足による損害
- 対象物件の受け渡しの過誤などによる損害
- 電力の停止または異常な供給によって商品・製品等のみに生じた損害

など

【対象物件に生じた次の損害】

- 次の①から③の財物に生じた風災・雹(ひょう)災・雪災の事故により生じた損害
 - ①ゴルフネットならびに仮設の建物およびこれに収容される設備・什(じゅう)器等および商品・製品等
 - ②建築中の屋外設備・装置
 - ③栈橋、護岸、付属設備装置、海上に所在する設備装置
- 自動販売機、両替機などの機械に収容されている業務用の通貨または商品に生じた盗難。ただし機械と同時に損害が生じた場合、機械本体に明らかな外部からの盗難の形跡がある場合を除きます。
- 対象建物外に設置された看板^(注1)、自動販売機および収容される商品の損害
- 建物外(対象建物以外の建物内を含みます。)にある原動機付自転車に生じた損害。ただし、原動機付自転車が対象敷地内にある間に生じた損害^(注2)を除きます。

など

【次の事由により生じた対象敷地内などでの漏水、放水、溢(いっ)水】

- 土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動
- 屋根、扉、戸、窓、通風口などからの雨または雪などの吹込み
- ご契約者、記名被保険者の従業員の故意
- 修理、清掃などの作業中における作業上の過失・技術の拙劣

など

【設備・什(じゅう)器等や商品・製品等に生じた不測かつ突発的な事故、電気的事故・機械的事故に適用される固有の事由】

- 対象物件の欠陥、自然の摩滅、消耗、劣化、ボイラスケール、性質による蒸れ、腐敗、さび、かび、キャビテーション、ねずみ食い、虫食い、発酵、自然発熱
- 製造中、加工中の損害
- 管球類のみに生じた損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 対象物件の置忘れ、紛失
- 自動販売機、両替機などの機械の故障または変調もしくは乱調に起因して、それらに収容されている業務用の通貨または商品が規定額または規定量以上に出ることによって生じた損害
- 対象物件が液体、粉体、気体などの流動体である場合の汚染、異物の混入、純度の低下などの損害
- ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の業務に従事する従業員の故意によって生じた損害
- 土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動によって生じた損害
- 風、雨、雪、雹(ひょう)もしくは砂塵(じん)の吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害
- テープ、カード、ディスク、ドラムなどの記録媒体に記録されているプログラム、データなどに生じた損害

など

【上記以外の事由】

- ご契約者、記名被保険者の従業員の故意によって生じた対象敷地内などでの異常事態
- 脅迫または恐喝などによる営業に対する妨害行為による食中毒の発生

など

(注1) 記名被保険者が対象建物の所有者でない場合、対象建物に付加した看板の損害は補償します。

(注2) 車両の衝突、追突、接触、転覆、脱線、墜落、架線障害または電気的事故もしくは機械的事故は除きます。

建設工事保険のあらまし

工事現場における「不測かつ突発的」な事故による損害に対して保険金をお支払いします。

- 火災、落雷、破裂、爆発による損害
- 盗難による損害
- 作業員または第三者の故意、過失または取扱上の拙劣によって生じた損害
[例]作業ミスによる吊り落としなど
- 設計の欠陥に起因する事故によって生じた損害
- 施工や工事用材料の欠陥に起因する事故によって生じた損害
- 風災(台風、せん風、竜巻、暴風など)による損害
- 雹災による損害
- 車両の衝突、航空機などの落下による損害
- 水災(高潮、洪水、内水氾濫、豪雨による土砂崩れ・落石)による損害
- 雪災(自然変象に伴う寒気、霜、氷または雪)による損害 など

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 損害発生後30日以内(知ることができなかった盗難の損害)
- 残材調査の際に発見された紛失または不足の損害
- 保険の目的が保険証券記載の工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害(建工ワイド特約条項を

セットした場合、火災・破裂・爆発による損害に対しては保険金を支払いません。)

- 工事用仮設材として使用される矢板、くい、H型鋼その他これらに類する物の打込みもしくは引抜きの際において生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害
- 保険の目的の性質もしくは欠陥またはその自然の消耗もしくは劣化
- 保険の目的の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用
- 湧水の止水または排水費用
- テロ行為またはテロ行為の結果として生じた損害(日本国内においておこなわれる工事は、保険金額が15億円以上の場合にかぎりません。)
- 次の事由によって生じた損害(これらの事由によって発生または拡大した損害を含みます。)
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - 官公庁による差押え、徴発、没収または破壊。ただし、火災の延焼防止のために行われる場合を除きます。
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故、およびその他の放射線照射または放射能汚染 など

運送保険のあらまし(物流総合保険)

保険金をお支払いする主な場合

事務所や倉庫に保管中または輸送中の大工道具や工事用機械・器具類において、盗難、火災、水災等の偶然な事故により生じた損害に対して保険金をお支払いします。

(注)建設工事に用いられる機械・器具類に限ります。なお、車両は保険の対象から除きます。

保険金をお支払いできない場合

■次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

- 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の使用人の故意または重大な過失。ただし、貨物の輸送に従事する者が保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の代理人・使用人である場合はこれらの者の故意
- 貨物の自然の消耗またはその性質もしくは欠陥によって生じた自然発火・自然爆発・むれ・かび・腐敗・変質・変色・さび・蒸発・昇華その他類似の事由によって生じた損害
- 荷造りの不完全によって生じた損害
- 運送の遅延によって生じた損害
- 戦争、内乱・その他の変乱による損害
- 公権力によると否とを問わず、捕獲、だ捕、抑留または押収による損害
- 10名以上の群衆・集団の全部または一部によってなされた暴力的かつ騒動的な行動による損害
- ストライキ、労働争議行為によって生じた損害
- 湖川を含む陸上にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故
- 原子力危険、化学兵器、生物兵器、生化学兵器あるいは電磁兵器によって生じた損害
- サイバー攻撃(コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用、もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為をいいます。)により生じた損害
- 野積み、屋外※に保管中の損害
※屋根または壁のすべてもしくは一部がない場所(基礎のない仮設テント、仮設建物、軒下や荷役に使用されているプラットフォームなどの作業場を含みます)で、外部からの侵入が一切制限されていない場所は屋外とみなします。ただし、全ての開口部に窓および扉などを具備しており、外部からの侵入が制限されている場所(施錠できる場所)は屋内とみなします。
- 棚卸しの際に発見された数量の不足、紛失、その他原因不明の数量の不足・置き忘れ
- 盗難事故のうち、施錠されていない屋内(車内を含みます)で生じた損害
- 盗難事故のうち、警察へ被害届の提出がない損害
- 債権の回収不能、不渡りもしくはその他の信用危険または市場価値の下落
- 「取引相手」による詐欺、身代金の支払い、恐喝
- 保険契約者または被保険者の使用するコンピュータシステムの操作
- 帳簿・伝票の誤記、勘定間違い、支払いの過誤または受取不足等の事務的・会計的間違い
- 現金・小切手・有価証券類に生じた損害
- 破損、汚損、雨濡れによって生じた損害
- 故障(電氣的・機械的事故)による損害
- 通常かつ合理的な輸送過程にない間に生じた損害(例えば遊興の場、接待の場など業務上必要のない場所へ立ち寄りしている間に発生した損害は保険金をお支払いできません。)
- 輸送用具が貨物を安全に輸送するのに適していなかったことによる損害
- 間接損害(慰謝料・違約金等) など

賠償責任保険のあらまし(請負業者賠償・施設所有管理者賠償・生産物賠償)

保険金をお支払いする主な場合

この保険では、各種工事・作業の事業者が、①請負工事(作業)中の事故、②請負工事(作業)を行うために被保険者が所有、使用または管理する施設(資材置場等)の欠陥あるいは管理上の不備が原因で生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。

- ①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等)
- ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために支出した費用
- ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用
- ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。
- ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用
- ⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用

1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。

なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。

*修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

*事故が発生したときまたは事故の発生するおそれのあることを知ったときは事故の発生または拡大を防止するため遅滞なく、生産物または仕事の目的物について回収措置(回収、検査、修理、交換その他適切な措置)を講じなければなりません。正当な理由なく、回収措置を講じなかったことによる損害については、保険金のお支払対象となりません。

なお、被保険者が支出した回収費用については、保険金のお支払対象となりません。(生産物賠償責任のみ)

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、直接であると同接であるを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。

【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】

- ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任
- ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象に起因する賠償責任
- ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任
- ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など

【賠償責任保険追加条項の免責事由】

- ①原子核反応または原子核の崩壊
- ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性
- ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任
- ④専門職業危険
 - ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任
 - ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任
- ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物^(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
(注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。ただし、請負業者賠償責任保険には作業対象物追加条項と支給財物損壊補償条項をセットしていますので、イの支給財物とウは補償の対象となります。
 - ア. 記名被保険者が所有する財物
 - イ. 記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。)
 - ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物

- ⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます。) など

【特約条項の免責事由(請負業者特約条項の場合)】

- ①被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の事由に起因する賠償責任
 - ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植木または土地の損壊
 - イ. 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)、その収容物もしくは土地の損壊
 - ウ. 地下水の増減
- ②施設の屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ③航空機または自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)の所有、使用または管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任
- ④仕事の終了後^(注1)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任^(注2)
(注1)仕事の目的物の引渡しを要する場合は、引渡し後をいいます。
(注2)被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。
- ⑤被保険者の占有を離れ、施設外にある財物に起因する賠償責任
- ⑥じんあまたは騒音に起因する賠償責任
- ⑦支給財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑧次に掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任
 - ア. 記名被保険者の役員または使用人
 - イ. 記名被保険者の下請負人
 - ウ. 記名被保険者の役員または使用人
- ⑨飛散防止対策その他の損害発生予防に必要な措置を講ぜずに行われた塗装^(注)作業中において、塗料、防錆剤その他の塗装用材料(以下「塗料等」といいます。)が飛散または拡散したことに起因する賠償責任。ただし、塗装作業に用いる工具、容器等の落下または転倒に伴い塗料等が飛散または拡散したことに起因する賠償責任を除きます。
(注)防錆、防食、防菌、防ばい等のための薬剤の塗布および散布を含みます。
- ⑩塗装対象物の誤認または塗料等の色の選択もしくは特性等に関する判断の誤りに起因する賠償責任
- ⑪塗装対象物自体を損壊したことに起因する賠償責任 など

【特約条項の免責事由(施設所有管理者特約条項の場合)】

- ①施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
- ②航空機、昇降機、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)または施設外における船、車両(自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任
- ③仕事の終了後(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。
- ④被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任
- ⑤支給財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑥次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任
 - ア. 記名被保険者の役員または使用人
 - イ. 記名被保険者の下請負人
 - ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人 など

【特約条項の免責事由(生産物特約条項の場合)】

- ①生産物または仕事のかしに基づく生産物(その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。)または仕事の目的物(作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。)自体の損壊に対する賠償責任(その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。)
- ②記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任 など

事業活動総合保険(傷害プラン)のあらまし

保険金をお支払いする保険金の内容

●補償対象者が記名被保険者の業務に従事している間に急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に傷害を被った場合において、記名被保険者が法定外補償規定(災害補償規程)などに基づき補償対象者またはその遺族の方に対して補償金を支払うことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

- (1) 災害補償規程などに基づき補償対象者やその家族に対して給付する補償金
- (2) 葬儀費用、香典、救護者費用、代替者の求人に関する費用など臨時に支出する費用

ご契約のご検討にあたって

ケガや病気などを補償する保険は、大きく分けて公的保険と民間保険の2種類があります。

民間保険は公的保険を補完する面もあることから、公的保険の保障内容をご理解いただいたうえで、ご契約をご検討ください。

公的保険制度の概要は、金融庁のホームページなどをご確認ください。

(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)

保険金をお支払いできない主な場合

- ご契約者または記名被保険者の故意
- 補償対象者の故意または重大な過失
- 補償対象者の自殺行為、犯罪行為
- 補償対象者の無免許運転、酒気帯び運転をしている間のケガなど
- 戦争、核燃料物質によるケガなど
- 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
- 補償対象者が山岳登山(ピッケルなど登山道具を使用するもの)、ボブスレー、スカイダイビングなどに搭乗その他これらに類する危険なスポーツを行っている間のケガなど
- 補償対象者に対する刑の執行
- 補償対象者が道路以外の場所で行う自動車、バイクなどによる競技、競争、興行中のケガなど
- 補償対象者が航空機(航空運送事業者の路線便を除きます。)を操縦中のケガなど
- 補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの
- 補償対象者の脳疾患、病気(業務上の症状を除きます)。または心神喪失 ※プランDで対象となる場合を除く
- 補償対象者の妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置

など

保険金の種類	お支払いする保険金の内容
死亡補償保険金 ^(注1)	業務中のケガなどにより、事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額を限度にお支払いします。
後遺障害補償保険金	業務中のケガなどにより、事故発生日からその日を含めて180日以内に第1級から第14級の後遺障害を被った場合、その程度に応じて保険証券記載の保険金支払割合を限度に保険金をお支払いします。 【ご注意】第1級から第13級までの後遺障害が2種類以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合を限度に保険金をお支払いします。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計割合が限度となります。
入院補償保険金 ^(注2)	業務中のケガなどにより、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院に対し、入院日数1日につき入院保険金日額を限度にお支払いします。
手術補償保険金 ^(注2)	業務中のケガなどにより、治療のため事故発生日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けられたとき、入院中に受けられた手術の場合は入院保険金日額を10倍した額、外来で受けられた手術の場合は入院保険金日額を5倍した額をお支払いします。ただし、1回の事故につき1回の手術にかぎります。
通院補償保険金	業務中のケガなどにより医師の治療を受けたとき、通院日数(往診日数も含みます)1日につき、90日を限度として通院保険金日額を限度にお支払いします。ただし、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。 また、実際に通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷などのケガをされた部位を固定するために医師の指示によりギプスなどを常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 【ご注意】次のような通院は、通院補償保険金のお支払いの対象とはなりません。 ●薬剤、診断書、医療器具の受領などを目的とした医師による治療を伴わない通院
臨時費用保険金	次のア、またはイ、の費用をお支払いします。 ア. 業務中のケガなどにより事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合または後遺障害を被った場合に、貴社が臨時に負担された費用 ^(注3) に対して、臨時費用保険金額を限度にお支払いします。ただし、貴社が補償対象者やその遺族に対して負担する費用については、臨時費用保険金額または100万円のいずれか低い額を限度とします。 イ. ア、以外の事由により亡くなられた場合は、貴社が臨時に負担された費用 ^(注3) に対して、10万円を限度にお支払いします。
入院一時金補償保険金 ^(注4)	業務中のケガなどにより入院され、次のア、およびイ、に掲げる条件をすべて満たす場合に、入院一時金の保険金額を限度にお支払いします。 ア. 入院補償金が支払われること イ. 実際に入院した日数が基準日数を超過していること(基準日数は1日)
使用者賠償責任補償特約	補償対象者が、業務中の偶然な事故によるケガなどを被ったことについて、貴社およびその役員が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です(1事故につき、特約の保険金額限度)。ただし、損害賠償金については次のア、からウ、までの金額の合計額を超過する場合にかぎり、その超過額についてお支払いします。 ア. 政府労災により給付される金額 イ. 自賠責保険などにより支払われるべき金額 ウ. 災害補償規程などに基づき従業員、遺族に支払うべき金額
脳・心疾患等補償特約	政府労災の給付が決定された「脳血管疾患」、「虚血性心疾患等」、「精神障害」または「精神障害の結果としての自殺」について補償します。 ※補償対象者のうち、政府労災に加入している方(特別加入を含みます。)が補償対象となります。臨時費用保険金は補償の対象外です。 ※政府労災の給付が決定した場合 ^(注5) 、保険金をお支払いします。

(次ページに続きます。)

保険金の種類	お支払いする保険金の内容
雇用慣行賠償責任補償特約	以下のア. からキ. までのいずれかの事由に起因して、貴社または役員、従業員が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。(保険期間を通じて特約の保険金額が限度となります。1請求につき、自己負担額(免責金額) 10万円が適用されます。) ア. 雇用上の差別 イ. 不当解雇 ウ. セクシャルハラスメント エ. マタニティーハラスメント オ. パワーハラスメント カ. ケアハラスメント キ. モラルハラスメント
天災危険補償特約	地震、噴火またはこれらによる津波に起因して生じたケガなどによる損害を補償します。ただし、保険期間を通じて1被保険者について10億円がお支払い限度となります。

※ケガをされた時に、すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、または、ケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

(注1)すでにお支払いした後遺障害補償保険金がある場合は、その金額を差し引いた金額を限度にお支払いします。

(注2)入院補償保険金・手術補償保険金支払日数延長特約が付帯されています。

(注3)葬儀費用、香典、救護者費用、代替者の求人に関する費用など、事故発生日(亡くなられた場合は亡くなられた日)からその日を含めて180日以内に支出した費用にかぎります。

(注4)1回の事故に基づくケガなどについて、お支払いは1回にかぎります。

(注5)業務災害または通勤災害に該当しないことを理由として、補償対象者の傷害にかかる労災保険法等に基づく給付請求の不支給が決定された場合であっても、その補償対象者の傷害について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担するときは、保険金を支払います。

用語	説明
業務上の症状	偶然かつ外来によるもの、労働環境に起因するもの、その原因の発生が時間的および場所的に確認できるものすべてを満たすものにかぎります。具体的には熱中症、しもやけ、潜水病などが該当します。
業務中	業務に従事している間をいい、出退勤途上を含みます。ただし、補償対象者が下請負人およびその構成員の場合は、貴社から請け負った業務に従事している間にかぎります。
虚血性心疾患等	心筋梗塞、狭心症、心停止 ^(注) または大動脈解離などをいいます。
ケガ	身体の傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸引または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。
ケガなど	ケガおよび業務上の症状をいいます。
精神障害	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定されたものをいいます。
脳血管疾患	脳内出血(脳出血)、くも膜下出血、脳梗塞、または高血圧性脳症などをいいます。
補償金	名称を問わず、災害補償規程などにより貴社が法定外補償として補償対象者またはその遺族に支払う補償金、見舞金、弔慰金などをいいます。

(注)心臓性突然死を含みます。

争訟対応費用保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合

●保険金を支払う損害は、被保険者の業務に関連して他人との間で争訟となった場合に、その争訟を解決するために、弁護士費用を被保険者が負担することによって生じた損害を保険金として支払います。ただし、被保険者が社会通念上の観点や法令上、権利が侵害されている(そのおそれを含みます。)と第三者機関が判断した事案に限り保険金を支払います。

●事故の定義

事故が発生した時、場所もしくは争訟に関連する者の数等にかかわらず、同一の事由から生じた争訟については、これらを1回の事故とみなし、その争訟が初めて発生した時^(注)にすべての争訟が発生したものとみなします。

(注)争訟が初めて発生した時

客観的に争訟が発生したと判断できる時点をいいます。

弁護士費用

被保険者が被った業務妨害行為について、弁護士に委任することによって発生する相談料、着手金、報酬金、手数料、訴訟費用^(注1)および偶然な事故に対応するために要した実費^(注2)で、必要かつ有益な費用をいいます。なお、顧問料および日当は含みません。

(注1)訴訟費用 調停、審判および抗告に要する費用を含みます。

(注2)実費 収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用^(注3)その他弁護士が委任事務処理を行う上で支払の必要が生じた費用をいいます。

(注3)調査費用 翻訳料、調査料等の費用をいいます。

●第三者機関によって争訟と認定された日の翌日から起算して1年以内に生じた損害について保険金を支払います。

保険金をお支払いできない主な場合

次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

①この保険契約の保険責任期間が初年度責任期間である場合において、保険責任期間の開始日より前に被保険者に争訟が発生していた場合、ま

たは争訟のおそれがあることを知っていた場合もしくはこれらが客観的に判断される場合

②この保険契約の保険責任期間が初年度責任期間である場合において、保険責任期間の開始時から60日間を経過する日までに生じた争訟。

③この保険契約の保険責任期間が継続責任期間である場合において、初年度責任期間の開始日より前に被保険者に争訟が発生していた場合、または争訟のおそれがあることを知っていた場合もしくはこれらが客観的に判断される場合

④被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害

⑤賠償責任保険契約などにより保険金が支払われるべき損害^(注)

⑥医療行為または美容を唯一の目的とする行為によって生じた損害

⑦自動車事故に関連する争訟によって生じた損害

⑧知的財産に関連する争訟によって生じた損害

⑨金銭または物品の貸借に関連する争訟によって生じた損害(リース契約を含み、不動産の賃貸借契約は含みません。)

⑩事業承継または相続に関連する争訟によって生じた損害

⑪事業の譲渡または買収もしくは合併に関連する争訟によって生じた損害

⑫被保険者の倒産・破産または事業撤退もしくは事業再生に関連する争訟によって生じた損害

⑬株主または取締役との争訟によって生じた損害

⑭保険契約に関連する争訟によって生じた損害

⑮金融商品に関連する争訟によって生じた損害

⑯国または地方公共団体および行政機関との争訟によって生じた損害

⑰日本国外で発生した争訟によって生じた損害

⑱コンピューターウィルスおよびサイバー攻撃によって生じた損害

(注)賠償責任保険契約などにより保険金が支払われるべき損害賠償責任保険契約などにより保険金もしくは共済金が支払われるべき、損害賠償金、権利保全行使費用、損害防止費用、争訟費用、協力費用、緊急措置費用またはこれらに類する損害をいいます。

など

(次ページに続きます。)

用語	説明
施設	保険証券に記載された被保険者が運営する日本国内の施設をいいます。
被保険者	保険証券の被保険者欄に記載された補償の対象となる者をいい、委託先および下請業者は含みません。
業務	施設における被保険者の業務をいいます。業務には、被保険者が施設外で行う業務(日本国内で行われるものにかぎります。)を含みます。
争訟	業務に関連して生じる被保険者以外との争いのうち、被保険者の権利が侵害されているもの(そのおそれを含みます。)をいいます。
第三者機関	法令、判例等に基づき、争訟か否かを客観的に判断する当社が指定する機関をいいます。
継続契約	争訟対応費用保険契約の保険期間の終了時 ^(注) を保険期間の開始時とする争訟対応費用保険契約をいいます。 (注)保険期間の終了時 その争訟対応費用保険契約が保険期間の終了時より前に解除された場合は、その解除時とします。
初年度契約	継続契約以外の争訟対応費用保険契約をいいます。
他人	被保険者以外の者をいいます。
コンシェル	損保ジャパンが指定する争訟を解決するための相談窓口をいいます。

情報漏えい保険(サイバー補償プラン)のあらし

保険金をお支払いする主な場合

【第三者に対する賠償責任部分】

サイバー攻撃、デジタルコンテンツ不当事由、情報の漏えいまたはそのおそれ、IT ユーザー業務による偶然な事由によって、法律上の賠償責任を負担することによって被る、次の①～③の損害に対して保険金をお支払いします。

名称	損害の内容
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。ただし、損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。なお、税金、罰金、科料、過料、違約金、懲罰的賠償金その他補償的賠償金、課徴金ならびに被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定 [*] がある場合におけるその約定によって加重された損害賠償金を含みません。 ※業務の結果を保証することを含みます。
② 争訟費用	被保険者が当社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
③ 協力費用	被保険者が損害賠償請求の解決のために支出した費用

【事故発生時の各種対応費用部分】次の(1)～(4)について保険金をお支払いします。

(1)サイバー攻撃、デジタルコンテンツ不当事由、ITユーザー業務による偶然な事由によって、他人の損失等(他人の業務の休止または阻害、ソフトウェアもしくは電子データの破壊等の経済的な損失の発生をいいます)が発生するおそれのある状況を認識した場合に、以下の事故対応特別費用について保険金をお支払いします。

名称	損害の内容
① 事故対応関連費用	次のアからソに掲げる費用 ア. 文書作成のために要する費用 イ. 増設コピー機の賃借費用 ウ. 事故現場の保存、事故の状況調査およびその記録に要する費用。なお、写真撮影費用を含みます。 エ. 事故の原因調査および再現実験に要する費用 オ. 事故の拡大の防止に努めるために要した費用 カ. 記名被保険者の使用人等を事故現場に派遣するために要する人件費、交通費、宿泊費等の費用 キ. 通信費用および謝罪文の作成、送付等に要した費用 ク. 記名被保険者の使用人等の超過勤務手当 ケ. 臨時雇入費用 コ. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオもしくはこれらに準じる媒体による謝罪または再発防止に向けた取り組みを公表する等、信頼回復のための会見、発表、広告等のために支出した費用 サ. コールセンターの設置、運営等の費用 シ. 弁護士等への相談費用 ス. 有益な第三者のコンサルティングまたは類似の指導等を受けるために要した費用 セ. 記名被保険者がその事故について他人に損害賠償の請求をすることができる場合において、他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用 ソ. 事故に関して、記名被保険者の信用を毀損するインターネット上での書き込み、投稿等に対応するために要した費用
② 再発防止費用	発生した事故と同一の事象または同一の原因による事象が再び起きないようにするためのセキュリティ対策に要した一時的な費用(被保険者システムにおける事故の直接的な発生原因となった箇所にかかる費用にかぎります。なお、再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含みます。)
③ データ復旧費用	記名被保険者が所有、使用もしくは管理する電子データもしくはデジタルコンテンツまたは記名被保険者のWEBサイトが事故により消失、改ざん、破壊等の被害を受けた場合における次のアまたはイの費用 ア. 被害を受けたものを事故の発生前の状態に修復または復旧する費用 イ. 被害を受けたものと同種同等のものを再作成または再取得する費用
④ 被保険者システム修復費用	事故により被保険者システムの損傷が発生した場合に要する次のアからウに掲げる費用 ア. 被保険者システムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器(携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます)ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検、調整試運転等の費用 イ. 損傷した被保険者システムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用および撤去費用 ウ. 消失、改ざん、破壊等を被ったソフトウェア(使用人等の所有するモバイル通信端末等を除きます)の修復、再製作または再取得費用
⑤ 法人謝罪対応費用	事故による被害を受けた法人に対する見舞品 [*] の購入費用および発送費用 ※有体物にかぎります。

(次ページに続きます。)

(前ページからの続きです。)

(2)サイバー攻撃のおそれが保険期間中に発見された場合^(注)に支出するサイバー攻撃対応費用について保険金をお支払いします。

名称	損害の内容
① 調査費用	サイバー攻撃の有無を判断するために要した外部調査委託費用
② 遮断対応費用	被保険者システムの遮断対応を行うために要した外部委託費用
③ 事故対応関連費用	(1) ①エ、シおよびスに掲げる費用* *実際にサイバー攻撃が生じていた場合に支出した費用を除きます。

(注)公的機関からの通報、貴社がセキュリティ運用を委託している会社からの通報などにより発見された場合にかぎります。

(3)情報漏えいまたはそのおそれを発見したこと^(注)によって支出する以下の情報漏えい対応費用について保険金をお支払いします。

名称	損害の内容
① 認証取得費用	情報の漏えいまたはそのおそれの再発防止を目的とした第三者による証明または外部機関による認証の取得に係る費用
② 個人見舞費用	個人情報の漏えいまたはそのおそれに関して、個人情報を漏えいされた、またはそのおそれがある本人に対する見舞金、見舞品*の購入費用および見舞品*の発送費用 *有体物にかぎります。
③ 法人見舞費用	情報の漏えいまたはそのおそれに関して、情報を漏えいされた、またはそのおそれがある法人に対する見舞金、見舞品*の購入費用および見舞品*の発送費 *有体物にかぎります。
④ 不正使用監視費用	漏えいした、またはそのおそれのある情報の不正使用を監視するための費用
⑤ 事故対応関連費用	(1) ①に掲げる費用
⑥ 再発防止費用	(1) ②に掲げる費用
⑦ データ復旧費用	(1) ③に掲げる費用
⑧ 被保険者システム修復費用	(1) ④に掲げる費用

(注)情報漏えいの対象となる本人またはその家族への謝罪文の送付などによって発生したことが客観的に明らかになる場合にかぎります。

(4)規制手続きもしくは、法令等に抵触するおそれがある場合において支出した以下の法令等対応費用について保険金をお支払いします。

名称	損害の内容
① 調査・報告対応費用	次のアからキに掲げる費用 ア.弁護士費用または有益な第三者のコンサルティングもしくは類似の指導を受けるために要した費用のうち、必要と認められる費用 イ.文書の作成および公的機関への報告にかかる費用 ウ.記名被保険者の使用人等の超過勤務手当、交通費および宿泊費 エ.文書提出命令または当事者照会の対応にかかる費用 オ.資料の翻訳にかかる費用 カ.証拠収集費用 キ.アからカのほか、必要かつ妥当と認められる費用
② 訴追対応費用	公的機関からの規制手続きに関して確認判決または差し止め命令を請求するため法的手続きを行うために負担した合理的な費用で、必要と認められる費用
③ 再発防止策定費用	事故の再発を防止するための計画の策定にあたって有益な第三者のコンサルティングまたは類似の指導を受けるために要した費用のうち、必要と認められる費用

保険金をお支払いできない主な場合

【共通】

- ① 保険契約者または被保険者の故意に起因する損害賠償請求。ただし、被保険者の故意に起因する損害に関して、当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害および費用にかぎります。
- ② 被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求
- ③ 被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、当社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害および費用にかぎります。
- ④ 他人の身体の障害、他人の財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐取されたことに起因する損害賠償請求。ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐取されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれを除きます。
- ⑤ 販売分析、販売予測または財務分析の過誤に起因する損害賠償請求
- ⑥ 記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求。ただし、次のアまたはイの原因による場合を除きます。
ア. 火災、破裂または爆発
イ. サイバー攻撃またはITユーザー業務の偶然な事由による被保険者システムの損壊または機能の停止
- ⑦ 特許権、意匠権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求。ただし、著作権および商標権の侵害に起因する損害賠償請求を除きます。
- ⑧ 被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還に起因する損害賠償請求
- ⑨ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求

- ⑩ 記名被保険者から記名被保険者の使用人等に対してなされた損害賠償請求
- ⑪ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害に起因する損害賠償請求
- ⑫ 株主代表訴訟等によってなされた損害賠償請求
- ⑬ 差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使に起因する損害賠償請求
- ⑭ 暗号資産の換金、売買、決済その他の取引に起因する損害賠償請求
- ⑮ 戦争等(以下のア. からウ. に掲げるものをいいます。)に起因する損害
ア. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
イ. ①の過程または直接的な準備として行われる国家関与型サイバー攻撃
ウ. 国家関与型サイバー攻撃のうち、被害国家における重要インフラサービス、安全保障または防衛に重大な影響をあたえるもの など

【事故発生時の各種対応費用部分】

- ① 【共通】で保険金を支払わない場合に該当する事由または行為
- ② 記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③ 記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ④ 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止、または障害が発生し、記名被保険者に対して、それらが提供されなかったこと など

上記以外にも保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

事故がおきた場合の取扱い

- 万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。
 1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - 〈1〉事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - 〈2〉上記〈1〉について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - 〈3〉損害賠償の請求の内容
 2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
 3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
 6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
 7. 前記の1～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
- 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、登記簿謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故発生状況報告書、事故状況説明書、事故証明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	工事請負金額、保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 工事請負金額内訳書、修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写)、在庫明細など 保険の対象の購入年月や購入金額を確認できる書類 など ②被保険者の身体の傷または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規程、補償金受領書 など
④	弁護士委任状	弁護士に対応を依頼した際の委任状 など
⑤	業務の契約内容が確認できる書類	以下の点が確認できる契約書、成果物の仕様書、メール等 ・報酬金額または報酬金額を決定できる項目 ・支払期日 ・成果物の要件 など
⑥	保険の対象(もしくは目的)であることが確認できる書類	工事請負契約書、工事注文書、登記簿謄本、売買契約書(写)、登記事項等証明書 など
⑦	公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書 など
⑧	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 など
⑨	質権が設定されている場合に保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書 など
⑩	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
 - ①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会 ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払いの期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

事故が起きた場合の取り扱い(売掛補償サポート固有)

事故時の流れ

貴社から損保ジャパンに保険金をご請求いただきます。保険金をお受け取りいただいた後、貴社から損保ジャパンに債権を譲渡いただきます。

保険金のご請求



保険金のお支払い



債権譲渡

●保険金をご請求いただくに際してご理解いただきたいこと

商取引ユニットは、保険金のご請求時および保険金のお支払い後、貴社にご協力いただく事項が多くあります。具体的にご対応いただく事項は下表の通りです。

下表の内容をご同意いただけない場合は、保険金をお支払いできない可能性があります。

名称	損害の内容
① 損害発生の防止義務	損害等の発生の防止のために、合理的な手段および頻度で債務者へ督促等を行っていただきます。 ※場合によっては、損保ジャパンからその督促等に関する状況をお伺いしたり、資料の提出をお願いすることがございます。
② 担保権の行使	貴社が債権保全のために確保している担保等(ファクタリング等)がありましたら、権利を行使いただきます。 内払いの場合は、ただちに権利を行使いただく必要がない場合もあります。
③ 回収金の支払義務	債権譲渡手続きが完了するまでの間に貴社が債務者から代金等を回収した場合、その回収金を損保ジャパンにお支払いいただく必要があります。 ※回収金がありながら損保ジャパンへのお支払いがないことが判明した場合、貴社の財産(回収金相当額)に対して強制執行の申し立てを行う可能性があります。
④ 回収金が無い場合の手続き	③の回収金のお支払いがない場合、損保ジャパンが債務者へ求償行為を行います。また、必要に応じて債務者の財産(保険金相当額)に対して強制執行の申し立てを行います。
⑤ 求償に係わる協力義務	債権譲渡の手続き等を速やかに実施することについて、損保ジャパンにご協力いただく必要があります。
⑥ 保険金の返還が必要な場合	損保ジャパンが保険金をお支払いした後に、本来保険金をお支払いできない事実が判明した場合 ^(注1) 、ただちにお受け取りした保険金を損保ジャパンにご返金いただく必要があります。 ※ただちにご返金いただけない場合、貴社の財産(回収金相当額)に対して強制執行の申し立てを行う可能性があります。

●保険金の内払(入金遅延事故のみ)

●債務者との取引関係を継続させること等を理由として、貴社は債務者に対する全債権のうち、特定^(注2)の債権にかかる損害に対する保険金について、他の債権に先行して損保ジャパンに請求することができます。

ただし、次のすべてを満たす場合にかぎります。

- ① 入金遅延事故が発生したこと
- ② 入金遅延事故が発生した時点において、弁済期日を延期した債権^(注3)がないこと
- ③ 内払いを行うことが貴社と債務者との間で締結されている商品等の取引に関する契約に反していないこと

●内払いを行った場合、損保ジャパンは内払する保険金にかかる債権について入金遅延の事故日から2か月間は求償権を行使しないこととします。また、内払いを行うかどうかについては、貴社が選択することができます。

●債権譲渡

保険金お支払い後に損保ジャパンから債務者に求償を行うため、貴社から損保ジャパンに債権を譲渡いただきます。

債権譲渡のお手続きとして、貴社には以下の書類をご準備いただきます。

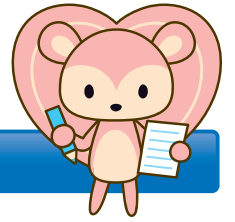
・債権譲渡証書 ・債権移転届 ・債権譲渡通知書(写) ・郵便物配達証明書(写) など

(注1) P.4の「保険金をお支払いできない主な場合」に該当することが判明した場合などをいいます。詳しくは、P.26および、普通保険約款・各特約をご覧ください。

(注2) 当該債権にかかる請求書が既に複数発行されている場合に、請求書ごとにそのうちのいくつかを指定することをいいます。

(注3) 弁済期日の延期を目的とした代金決済日の繰延べまたは手形の書換えを行った債権を含みます。

ご入会手続きについて



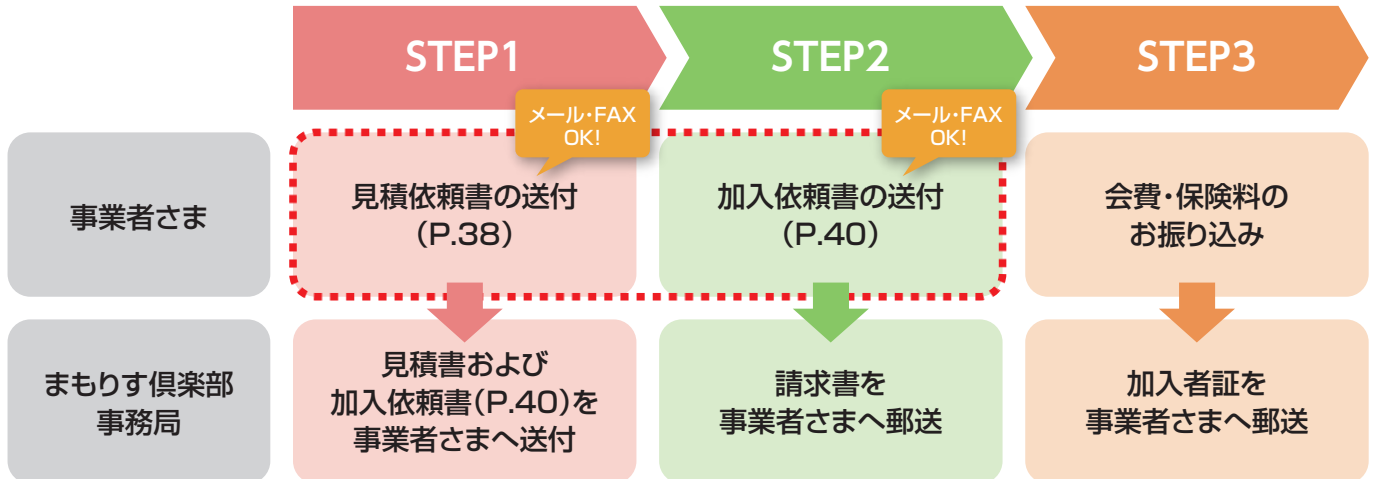
会員資格


●住宅保証機構のまもりすまい保険等^{*}の届出事業者さま・登録事業者さま

※ ●まもりすまい保険 ●まもりすまい既存住宅保険 ●まもりすまいリフォーム保険 ●まもりすまい大規模修繕かし保険

加入手続きの流れ

●ご加入される前に必ずP.23『ご加入に際して特にご確認いただきたい事項』をご確認ください。



※上図  部分については、WEB上より簡単にご加入手続きが可能です。当社HPまもりす俱樂部『かんたん見積り』よりお手続きをお願いします。



※ 中途加入いただく場合、保険開始月の前月最終営業日から6営業日前までに会費・保険料の着金が必要です。

加入コースについて

●まもりす俱樂部では、2つの加入コースをご用意しております。

被害トラブル弁護士費用保険および情報漏えい保険 単独加入を希望の方は、下記までご連絡ください。

	まもりす俱樂部 弁護士費用保険 単独加入コース	まもりす俱樂部
団体保険制度 ラインナップ	<ul style="list-style-type: none"> 被害トラブル弁護士費用保険 情報漏えい保険 	<ul style="list-style-type: none"> PL保険(自動セット) ・建設工事保険 請負業者賠償責任保険 ・情報漏えい保険 被害トラブル弁護士費用保険 ・運送保険 事業活動総合保険(傷害プラン) 事業活動総合保険(売掛補償サポートプラン)
加入方法	<ul style="list-style-type: none"> 加入依頼書による手続き(FAX・メール) 	<ul style="list-style-type: none"> 加入依頼書による手続き(FAX・メール) WEB申込

お問い合わせはこちら

●まもりす俱樂部事務局

〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-38 芝公園三丁目ビル2F

TEL:03-6435-8873

●当社HP まもりす俱樂部

MAIL:mclub@mamoris.jp

FAX:03-5733-5322

まもりす

検索

<https://www.mamoris.jp>

コピーをしてご使用ください

まもりす倶楽部事務局 行

FAX 03-5733-5322
まもりす倶楽部 資料請求依頼書 兼 見積依頼書



WEBでかんたん見積り♪

◆加入申込日 (FAX送信日)

◆紹介機関

西暦 [] 年 [] 月 [] 日

ご希望される項目に [] をお付けください。

まもりす倶楽部の詳細資料を希望する。 ●下記枠内にご記入ください。
貴社名 フリガナ
ご担当者様名 フリガナ
住所 〒
TEL
事業者届出番号 メールアドレス @

見積りを希望する。 ●お見積りをご希望の方は下記の項目をご記入ください。
入会希望年月 年 月 1日

Table with columns: 見積り内容, ベーシックプラン, アドバンスプラン, フリープラン. Rows include: 建設工事保険, 運送保険, 請負業者賠償責任保険, 事業活動総合保険, 上乗せプラン, 被害トラブル弁護士費用保険, 情報漏えい保険, 売掛補償サポート.

※PL保険(生産物賠償責任保険)はまもりす倶楽部に加入いただくことで自動加入となります。

Table for insurance details. Columns: 直近会計年度の年間完成工事高, 直近会計年度の年間売上高. Includes fields for amount in millions and tax.

現在加入している保険との比較を希望する。 バンフレット

現在加入している補償内容が分かる書類をFAXもしくはE-mail(mclub@mamoris.jp)にて送付ください。

アンケートにご協力をお願いします。該当するものに☑をお付けください。

Q. まもりす倶楽部をお知りになったきっかけは何ですか?
住宅保証機構からDM 営業担当からのご案内
まもりすまい保険申込窓口(事務機関)からのご紹介
住宅保証機構ホームページ・メルマガ
その他

「個人情報の取扱いについて」ご提出いただいた資料請求依頼書 兼 見積依頼書の個人情報について、取扱代理店(住宅保証機構株式会社)および損害保険契約を締結している引受保険会社に提供することをご同意のうえ、ご記入くださいますようお願いいたします。

【お申込み・お問合わせ先】
住宅保証機構株式会社
まもりす倶楽部事務局

〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-38 芝公園三丁目ビル
TEL 03-6435-8873 FAX 03-5733-5322
ホームページURL https://www.mamoris.jp/

【取扱代理店】
住宅保証機構株式会社

入会申込書兼団体保険制度加入依頼書の記載方法

●「入会申込書兼団体保険制度加入依頼書」は当社ホームページよりダウンロードいただくか、パンフレット40、41ページをコピーしてご記入ください。

記入例

加入申込日
当社へFAXいただく日となります。

印鑑
契約締結権限を有する代表者の職印を押印ください。

日中連絡のとれる電話番号
携帯など担当者さまと日中連絡が取れる番号をご記入ください。

申込人(加入事業者)について
申込人の情報をご記入ください。

保険期間
保険を開始する日付をご記入ください。

加入プラン
加入を希望するプランにチェックしてください。

完成工事高
直近の確定している会計年度の数字を記載ください。
1万円以下を四捨五入してご記入ください。

売上高
完成工事高と建築工事以外のすべての業務(不動産販売や物品販売等)の売上との合計額をご記入ください。
直近の確定している会計年度の数字を記載ください。
1万円以下を四捨五入してご記入ください。

申告対象
申告いただいた完成工事高・売上高を確認いただいた決算期をご記入ください。

確認方法
申告いただいた完成工事高・売上高を確認いただいた資料が決算書以外の場合は確認した資料名をご記入ください。

コピーしてご使用ください

まもりす倶楽部 事務局 行

FAX 03-5733-5322
または E-mail mclub@mamoris.jp

まもりす倶楽部 入会申込書 兼 団体保険制度 加入依頼書

1. 加入申込日(〒送付日) 西暦 年 月 日

2. 紹介機関

3. 申込人(ご加入事業者様)についてご記入ください。

会社名(事業者名)	フリガナ マモリスケンセツカブシカイシャ まもりす建設 株式会社		契約締結権限を有する代表者の職印を押印してください
代表者名	守利業 太郎		代表者印
住所	105-0011 東京都港区芝公園 3-1-38 芝公園3丁目ビル		
TEL	03-9999-0000	FAX	03-0000-9999
申込担当者	守利業 三郎	日中連絡可能な電話番号	090-0000-0000
事業者届出番号	1000000000	メールアドレス	mamoris-kensetsu@mamoris.jp

4. 団体保険制度①～⑥への加入希望(任意)についてご記入ください。
下記のとおり、まもりす倶楽部団体保険制度に申込みします。申込人(加入事業者)は、当社HPに掲載の個人情報の取り扱いに同意します。
※ご加入に際して特に確認いただきたい事項についてはパンフレットに掲載しておりますので、ご加入前に必ずお読みいただきますようお願い申し上げます。

保険期間	(西暦) 2024年 4月 1日 から 2025年4月1日 まで
------	----------------------------------

※保険期間の途中でのご加入は、原則毎月15日までに当社へFAXいただき、20日までに当社へ着金いただくことで翌月1日より加入することができます。

見積内容	ベーシックプラン	アドバンスプラン	フリープラン
★建設工事保険	加入する	加入する	<input checked="" type="checkbox"/> 加入する <input type="checkbox"/> 加入しない
★運送保険	加入しない	加入しない	<input checked="" type="checkbox"/> 加入する <input type="checkbox"/> 加入しない ※建設工事保険に加入必須
★請負業者賠償責任保険(施設所有管理者賠償責任保険付)	加入する ⇒保険金額3億円プラン	加入する ⇒保険金額3億円プラン	<input checked="" type="checkbox"/> 加入する ⇒保険金額3億円プラン <input type="checkbox"/> 加入する ⇒保険金額5億円プラン <input type="checkbox"/> 加入しない
●事業活動総合保険(傷害プラン)	加入する [プランC] ⇒死亡保険金額1千万円 使用者賠償	加入する [プランC] ⇒死亡保険金額1千万円 使用者賠償	<input type="checkbox"/> プランA ⇒死亡保険金額500万 <input type="checkbox"/> プランC ⇒死亡保険金額1千万 使用者賠償 <input type="checkbox"/> プランD ⇒死亡保険金額1千万 使用者賠償 <input type="checkbox"/> 加入しない <input checked="" type="checkbox"/> 加入する ⇒死亡保険金額1千万 使用者賠償 雇用者賠償
●上乗せプラン(死亡保険金1,000万円を追加)	加入しない	加入しない	<input type="checkbox"/> 加入する <input checked="" type="checkbox"/> 加入しない
●被控トラバ弁護士費用保険	加入しない	加入しない	<input checked="" type="checkbox"/> 加入する <input type="checkbox"/> 加入しない
●情報漏えい保険(サイバー補償プラン)	加入しない	加入しない	<input checked="" type="checkbox"/> 加入する <input type="checkbox"/> 加入しない
●売掛補償サポート	加入しない	加入する プランB (1債務者支払い限度額200万円)	<input type="checkbox"/> プランA ⇒1債務者支払限度額100万円 <input checked="" type="checkbox"/> プランB ⇒1債務者支払限度額200万円 <input type="checkbox"/> 加入しない

5. 保険料算出基礎数字申告書 兼 確認書 についてご記入ください。

近似的会計年度の年間完成工事高	3 億	2 億 6 千 0 百 5 十 万円 (税込)
近似的会計年度の年間売上高 (上記完成工事高+その他の事業の売上高の合計)	4 億	6 億 7 千 2 百 3 十 万円 (税込)

上記の完成工事高および年間売上高の確認方法をご記入ください。
 決算書で確認しました。 2023 年度 12 月期決算
 その他 () で確認しました。

※完成工事高または売上高が10億円までの保険料はパンフレットをご覧ください。10億円を超える場合は事務局までお問い合わせ下さい。
 ※決算書等の完成工事高および売上高に関する確認資料自体のご提出は不要です。
 ※保険料算出の基礎数字である年間完成工事高や売上高が正しく申告されていない場合、保険金が支払われません。場合がありますのでご注意ください。
 ※自社工事(モジュール等・自社で販売するための物件)が含まれる場合は、その費用を完成工事高・売上高に含めてご記入ください。

【お申込み・お問い合わせ先】
住宅保証機構株式会社
まもりす倶楽部事務局

〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-38 芝公園三丁目ビル
TEL: 03-6435-9873 FAX: 03-5733-5322
ホームページURL: https://www.mamoris.jp/

【取扱代理店】
住宅保証機構株式会社

まもりす倶楽部事務局 行

FAX 03-5733-5322
または E-mail mclub@mamoris.jp

まもりす倶楽部 入会申込書 兼 団体保険制度 加入依頼書

1. 加入申込日(FAX送信日)

西暦 年 月 日

2. 紹介機関

3. 申込人(ご加入事業者様)についてご記入ください。

会社名 (事業者名)	フリガナ		契約締結権限を有する代表者の職印を押印下さい
代表者名			
住所			
TEL		FAX	
申込担当者	□代表者と同じ		日中連絡可能な電話番号
事業者届出番号		メールアドレス	

4. 団体保険制度①～⑥への加入希望(任意)についてご記入ください。

下記のとおり、まもりす倶楽部団体保険制度に申込みします。申込人(加入事業者)は、当社HPに掲載の個人情報の取り扱いに同意します。
※「ご加入に際して特に確認いただきたい事項」についてパンフレットに掲載しておりますので、ご加入前に必ずお読みいただきますようお願い申し上げます。

保険期間	(西暦) 年 月 1 日 から	2025年4月1日	まで
------	-----------------	-----------	----

※保険期間の中途でのご加入は、原則毎月15日までに当社へFAXいただき、20日までに当社へ着金いただくことで翌月1日より加入することができます。

見 積 内 容 ※いずれかにチェック	ベーシックプラン	アドバンスプラン	フリープラン
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
★ 建設工事保険	加入する	加入する	<input type="checkbox"/> 加入する <input type="checkbox"/> 加入しない
★ 運送保険	加入しない	加入しない	<input type="checkbox"/> 加入する <input type="checkbox"/> 加入しない ※建設工事保険に加入必須
★ 請負業者賠償責任保険 (施設所有管理者賠償責任保険特約)	加入する ⇒保険金額3億円プラン	加入する ⇒保険金額3億円プラン	<input type="checkbox"/> 加入する ⇒保険金額3億円プラン <input type="checkbox"/> 加入する ⇒保険金額5億円プラン <input type="checkbox"/> 加入しない
● 事業活動総合保険 (傷害プラン)	加入する [プランC] ⇒死亡保険金額1千万円 使用者賠償	加入する [プランC] ⇒死亡保険金額1千万円 使用者賠償	<input type="checkbox"/> プランA ⇒死亡保険金額500万 <input type="checkbox"/> プランC ⇒死亡保険金額1千万円 使用者賠償 <input type="checkbox"/> プランB ⇒死亡保険金額1千万円 <input type="checkbox"/> プランD ⇒死亡保険金額1千万円 使用者賠償 雇用慣行賠償
上乗せプラン (死亡保険金1,000万円を追加)	加入しない	加入しない	<input type="checkbox"/> 加入する <input type="checkbox"/> 加入しない
補償内容	〈第二面〉「事業活動総合保険(傷害プラン)の締結等に関する確認書」の通り ※ 事業活動総合保険にご加入の場合は〈第二面〉もご記入・ご捺印をお願いします。		
● 被害トラブル弁護士費用保険	加入しない	加入しない	<input type="checkbox"/> 加入する <input type="checkbox"/> 加入しない
● 情報漏えい保険 (サイバー補償プラン)	加入しない	加入しない	<input type="checkbox"/> 加入する <input type="checkbox"/> 加入しない
確認事項	(注) 情報漏えい保険にご加入の場合は、下記要件を満たすことを確認のうえお申込みください。 ・過去5年間に於いて、情報漏えい保険で補償される事故が発生していない。 ・現在、情報漏えい保険で補償される事故が発生する可能性がある状況、事実、事情を認識していない。		
● 売掛補償サポート	加入しない	加入する プランB (1債務者支払い限度額200万円)	<input type="checkbox"/> プランA ⇒1債務者支払限度額100万円 <input type="checkbox"/> プランB ⇒1債務者支払限度額200万円 <input type="checkbox"/> 加入しない
確認事項	(注) 売掛補償サポートにご加入の場合は、下記要件を満たすことを確認のうえお申込みください。 ・貴社の業務に建設業・建設関連業・不動産業以外の業務が含まれていない。		

※PL保険(生産物賠償責任保険)はまもりす倶楽部に加入いただくことで自動加入となります。

5. 保険料算出基礎数字申告書 兼 確認書 についてご記入ください。

※金額は1万円単位まで正確にご記入ください。

※会費、PL・建工・請賠償保険料の算出基礎数字	▼ すべての事業者様が必ずご記入ください ▼			
直近会計年度の年間完成工事高	<input type="text"/>	億	<input type="text"/>	万円 (税込)
※傷害プラン・被害トラブル弁護士費用保険・情報漏えい保険・売掛補償サポートの算出基礎数字	▼ 左記プラン加入事業者様は必ずご記入ください ▼			
直近会計年度の年間売上高 (上記完成工事高+その他の事業の売上高の合計)	<input type="text"/>	億	<input type="text"/>	万円 (税込)

上記の完成工事高および年間売上高の確認方法をご記入ください。	<input type="checkbox"/> 決算書で確認しました。	年度	月期決算
※確認した資料名をご記入ください	<input type="checkbox"/> その他 (<input type="text"/>) で確認しました。		

※完成工事高または売上高が10億円までの保険料はパンフレットをご覧ください。10億円を超える場合は事務局までお問い合わせ下さい。
※決算書等の完成工事高および売上高に関する確認資料自体の提出は不要です。
※保険料算出の基礎数字である年間完成工事高や売上高が正しく申告されていない場合、保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
※自社工事(モデルルーム・自社で販売するための物件)が含まれる場合は、その費用を完成工事高・売上高に含めてご記入ください。

事業活動総合保険（傷害プラン）の締結等に関する確認書

次の1. ご確認事項をお読みいただき、2. ~4. の補償内容をご確認いただきましたら、2. の保険開始日をご記入いただき、4. のご契約プランにチェックをし、5. に記名・捺印をお願いいたします。

1. ご確認事項

- ① 本保険契約は、補償対象者に対する災害補償を目的とするものであり、被保険者が本保険契約に定める補償保険金を受領した場合は、その全額を補償対象者またはその遺族に支払うものとします。被保険者は、補償対象者となる者全員に対して、被保険者が災害補償を目的として本保険契約を締結すること、ならびに被保険者が本保険契約に定める補償保険金を受領した場合は、本保険契約の約款に従い、被保険者がその全額を補償対象者またはその遺族に支払うことを周知しており、また今後新たに補償対象者となる者に対してすみやかに周知します。
なお、被保険者が労働災害事故により補償対象者またはその遺族に損害賠償債務を負う場合、本保険契約に基づき被保険者が補償対象者またはその遺族に支払う補償金は、損益相殺の対象となるものとし、被保険者は補償対象者またはその遺族に対する損害賠償債務を免れることを補償対象者に確認しています。
- ② 保険契約を継続する場合は、新たに「確認書」を取り交わし提出します。災害補償規程などを定めている場合は、下表の金額が災害補償規程などの範囲内で定められていることを確認しています。
- ③ 本保険契約の補償対象者は、災害補償を目的として本保険契約が損害保険ジャパン株式会社と締結されることについて同意しています。

2. ご契約概要

被保険者	下記5. に記載のとおり
保険契約者	住宅保証機構株式会社 まもりす倶楽部事務局代表 小川 富由
保険期間	202 年 月 日 から 2025年4月1日まで
証券番号	7150028103

3. 補償対象者の範囲

補償範囲	業務上のみ（※）
補償対象者	役員／個人事業主本人
	正規従業員
	臨時雇従業員
	下請負人およびその構成員

（※）「業務上」には出退勤途上も含まれます。

4. ご契約プランと補償条件

補償の対象 / ご契約プラン		プランA	プランB・C・D	上乗せプラン
保険金額	死亡補償金、後遺障害補償金（最高）	5,000千円	10,000千円	10,000千円
	入院補償（日額）	5,000円	5,000円	-
	通院補償（日額）	3,000円	3,000円	-
	入院一時金補償	50,000円	50,000円	-

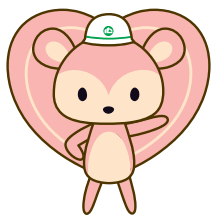
※ご契約プランに✓をご記入ください。

※上乗せプランご契約時は✓をご記入ください。

<input type="checkbox"/> プランA	<input type="checkbox"/> プランB・C・D	<input type="checkbox"/> 上乗せプラン
-------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------

5. 被保険者（ご加入事業者様社名・代表者名）※加入申込日をご記入いただき、記名・捺印をお願いいたします。

	年 月 日
	印



まもりす倶楽部 Q&A

～よくあるご質問とその回答～

Q1 「まもりす倶楽部」とは何ですか？

A1 住宅保証機構が運営するまもりすまい保険等の届出(登録)事業者様向けの会員制サービスです。会員事業者の皆さまの経営支援ならびに住宅の瑕疵事故の低減や技術向上に役立つ情報提供と、会員の従業員の皆さまの福利厚生充実と安全の向上を図ることを目的としています。

Q2 「まもりす倶楽部」会費の支払方法について教えてください。また、分割払いで支払うことはできますか？

A2 入会申込受付後、まもりす倶楽部事務局より請求書を送付しますので、請求書に記載の振込み期日※までに指定口座までお振込みください。会費は、一括でのお振込みとさせていただきます。

※原則として、毎月15日までの申込受付分について、当月20日を振込期日とします。

Q3 まもりす倶楽部申込みの際、完成工事高を記入しますが、この完成工事高の考え方について教えてください。

A3 完成工事高は、事業者様の昨年度のお取扱い額を記入してください(万円単位)。

なお、住宅以外の工事高があった場合や住宅保証機構以外の瑕疵保険に加入している物件があった場合も含めた額とさせていただきます。

Q4 「まもりす倶楽部」加入時に申請した昨年度の完成工事高や売上高が今年度は大幅に減少したのですが、その場合、差額を返金してもらうことは可能ですか？

A4 加入後に完成工事高が減少しても、会費および保険料の返金はされません。また、完成工事高が増加した場合でも追徴は行いません。(ただし、請負金額30億円を超える工事は除きます。)

Q5 自社工事(モデルハウス・自社で販売するための物件)がある場合、どのように完工高を申告したらよいですか？

A5 自社工事費用に消費税を加えた金額を、完工高に含めてご申告ください。

Q6 現在、建設工事保険と請負業者賠償責任保険に加入したいと考えています。先に建設工事保険だけ加入しておいて、後から請負業者賠償責任保険を追加することはできますか？

A6 保険ごとに時期をずらしてご加入いただくこともできます。追加を希望される時期が近づきましたら、まもりす倶楽部事務局までP.38の見積依頼書を送付ください。

※PL保険は自動セットなので、時期をずらして加入することはできません。

Q7 途中加入する場合、実際に支払う会費・保険料はP.45～49の料金表とは変わるのでしょうか？

A7 中途加入月から保険期間末日(2025年4月1日)までの会費および保険料を月割でお振込みいただきます。

例) 10月1日に中途加入する場合

→料金表に記載の年間保険料のうち6か月分のご請求となります。

Q8 事故をした場合は、どこに連絡をすればよいのか。

A8 P.44の事故報告書をまもりす倶楽部事務局宛にご送付ください。

事務局から引受保険会社に事故内容を連携した後、保険会社から加入事業者様へ直接ご連絡いたします。

その他、当社HPの「よくあるご質問」にも掲載しております。



【よくあるご質問URL】

<https://www.mamoris.jp/faq/>

こちらの二次元コードからもご確認いただけます。



万が一事故にあわれたら

1 事故の報告

事故が発生した場合は、事故日・事故状況などについて「事故報告書」にご記入いただき、まもりす倶楽部事務局へFAXください。また平日午後5時以降や休日以至急事故の報告をされたい場合は、事故サポートセンターまでご連絡ください。事故の発生日から30日以内にご通知のない場合には、保険金の全額または一部をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

2 事故解決と保険金のお支払い

取扱代理店または引受保険会社より事故解決に向けアドバイスをさせていただきます。また、請求に必要な書類を速やかにお送りいたします。解決にあたり示談を必要とする事故の場合、取扱代理店または損保ジャパンにご連絡がないまま示談をされると、支払われた(また支払う予定の)損害賠償金の全部または一部について、保険金をお支払いできないことがありますので、必ず事前にご相談ください。

事故時のご連絡先 まもりす倶楽部事務局

TEL 03-6435-8873 FAX 03-5733-5322

受付時間: 平日午前9:00から午後5:00まで
(年末年始を除きます。)

夜間・休日のご連絡は以下をお願いします。
損保ジャパン事故サポートセンター
TEL: 0120-727-110

〈まもりす倶楽部団体保険制度 事故報告書 記入例〉

まもりす倶楽部団体保険制度 事故報告書		■FAX 03-5733-5322	
※事故が起きた際には本事故報告書を記載の上、まもりす倶楽部事務局までご連絡ください。 該当する保険が判明している場合はチェックしてください。 ☐コピーをしてご使用ください			
☐PL保険 ☑請負業者賠償責任保険 ☐建設工事保険 ☐運送保険(工事用機械器具補償プラン) ☐事業活動総合保険(傷害プラン) ☐売掛補償サポート ※スムーズな事故対応のために、メールアドレスのご記入をお願いいたします。			
報告日	2024年5月20日	メールアドレス	mamoris@mamoris.jp
会員番号	1 1 1 1 1 1 1 1	証券番号	●●●●●●●●
事業者様名	まもりす建設株式会社		
住所	東京都港区芝公園3-1-38		
ご担当者様氏名	まもりす 太郎	TEL 携帯番号	090-0000-0000
		FAX	03-0000-0000
ご加入年月日	2024年4月1日	事故発生日時	2024年5月19日 午前・午後 1時30分頃
事故発生場所	〇〇県〇〇市〇〇町1-1-1		
警察への届出有無	有・無	【届出警察署名】	署
建設工事賠償保険	工事名	事故のタイミング	工事引渡し (前)・後
	工事対象物	損害有・損害無	工事対象物以外(他人財物) 損害有・損害無
運送保険	被害者	被害物	床
	被害物	事故のタイミング	
傷害プラン(☐は判明のみご記入ください)	受傷者名	生年月日	年 月 日
	受傷者との関係	役員・従業員・ご請負人・アルバイト・その他	
☐入院	年 月 日	～	年 月 日
	傷病名		☐手術 名称 ()
☐通院	年 月 日	～	年 月 日
受傷者住所	(〒 -)		
被害トラブル弁護士費用保険情報漏えい保険	加入者証記載のご相談窓口までご連絡ください。		
下記内容の詳細をご報告いただくため、別途書類をメールいたします。			
売掛補償サポート	債務者の名前/連絡先		
	契約種類(取引内容)	売買契約・請負契約・その他	
	未回収債権額	円(事故発生時点で未回収債権額10万円以上である場合に限り)	
支払期日	年 月 日	(支払期日から1ヶ月超過した場合、入金遅延事故に該当)	
事故発生の状況・原因 ※傷害プランの場合はケガの症状・程度もご記入ください。	キッチンのリフォーム工事のため玄関からキッチンまでの床を養生するためにシートを敷きテープで張り付けていた。		
	作業終了後に養生シートを撤去する際テープを剥がしたところ、床のワックスがすべて剥がれてしまった。		
	テープを剥がすのに勢いよく剥がしてしまったため。(作業上のミス)		
	【事故発生状況図】作業箇所・損害箇所・範囲等を図示ください。図面をお持ちの場合は、別紙に書き添えていただく形で結構です。		
その他特記事項			
【お問い合わせ先】 ◆まもりす倶楽部事務局 〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-38 芝公園三丁目ビル TEL 03-6435-8873 (平日9:00～17:00) FAX 03-5733-5322 E-mail: mclub@mamoris.jp			

まもりす倶楽部団体保険制度 事故報告書

■FAX 03-5733-5322

※事故が起きた際には本事故報告書を記載の上、まもりす倶楽部事務局までご連絡ください。

コピーをしてご使用ください

該当する保険が判明している場合はチェックしてください。

- PL保険
 請負業者賠償責任保険
 建設工事保険
 運送保険(工事中機械器具補償プラン)
 事業活動総合保険(傷害プラン)
- 売掛補償サポート
- ※スムーズな事故対応のために、メールアドレスのご記入をお願いいたします。

報告日		年 月 日			メールアドレス	@		
会員番号					証券番号	—		
事業者様名								
住所								
ご担当者様氏名				TEL 携帯推奨			FAX	
ご加入年月日		年 月 1 日	事故発生日時	年 月 日	午前・午後	時	分	頃
事故発生場所								
警察への届出有無		有 ・ 無			【届出警察署名】		署	
建設工事・賠償保険	工事名				事故のタイミング	工事引渡し 前 ・ 後		
	工事対象物	損害有 ・ 損害無			工事対象物以外(他人財物)	損害有 ・ 損害無		
	被害者				被害物			
運送保険	被害物				事故のタイミング			
傷害プラン (☐は判明時のみご記入ください)	受傷者名	フリガナ	生年月日	年 月 日	受傷者との関係	役員・従業員・下請負人・アルバイト・その他		
	<input type="checkbox"/> 入院	年 月 日	～	年 月 日	傷病名	<input type="checkbox"/> 手術	有 無	名称 ()
	<input type="checkbox"/> 通院	年 月 日	～	年 月 日	受傷者住所	(〒 -)		
被害トラブル弁護士費用保険 情報漏えい保険	加入者証記載のご相談窓口までご連絡ください。							
下記内容の詳細をご報告いただくため、別途書類をメールいたします。								
売掛補償サポート	債務者の名前/連絡先							
	契約種類(取引内容)	売買契約 ・ 請負契約 ・ その他						
	未回収債権額	円(事故発生時点で未回収債権額10万円以上である場合に限る)						
	支払期日	年 月 日(支払期日から1ヶ月超過した場合、入金遅延事故に該当)						
事故発生の状況・原因 ※傷害プランの場合はケガの症状・程度もご記入ください。					【事故発生状況図】作業箇所・損害箇所・範囲等を図示ください。図面をお持ちの場合は、別紙に書込みいただく形でも結構です。			
その他特記事項								
【お問い合わせ先】								
◆まもりす倶楽部事務局 〒105-0011 東京都港区芝公園 3-1-38 芝公園三丁目ビル TEL 03-6435-8873 (平日 9:00 ~ 17:00) FAX 03-5733-5322 E-mail: mclub@mamoris.jp								

※あらためて保険会社より事故の詳細について報告を求められる場合がございます。

※賠償責任を負う事故が発生した場合は、被害者と示談する前に、事前に保険会社へ相談くださるようお願いいたします。

事前に保険会社の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等を支払った場合、その全てを保険金でお支払いできなくなる場合がございますのでご注意ください。

住宅保証機構株式会社

まもりす倶楽部 団体保険制度 年間保険料表

◆年会費(PL保険料を含みます。)

WEBからのご加入で年会費が10%割引!!!
(PL保険料部分は変動しません。)

*PL保険料部分是非課税です。

[税込]

完成工事高	~0.5億円	~1.5億円	~3億円	~5億円	~8億円	~10億円
年会費 (うちPL保険料)	22,000円 (9,490円)	32,000円 (21,350円)	58,000円 (36,300円)	88,000円 (51,950円)	120,000円 (65,180円)	145,000円 (74,010円)

◆保険料(完成工事高で算出する保険制度)

(保険期間1年、一括払) [非課税]

施設所有管理者賠償責任保険の補償を
追加した保険料となっています。

※建設工事保険、請負業者賠償責任保険の
両方にご加入の場合は
セット割引が適用されます。

完成工事高	① 建設工事保険料	② 運送保険料 (①にご加入する場合 のみお申込み可能)	③A 請負業者賠償責任保険料 (請負業者賠償責任保険のみ加入の場合)		③B 請負業者賠償責任保険料 (建設工事保険、請負業者賠償責任保険の両方にご加入の場合)	
			(支払限度額:3億円)	(支払限度額:5億円)	(支払限度額:3億円)	(支払限度額:5億円)
~1,000万円	7,000円	70,000円	21,000円	23,000円	20,160円	22,100円
~2,000万円	14,000円		23,000円	25,000円	21,890円	23,830円
~3,000万円	21,000円		25,000円	27,000円	23,620円	25,560円
~4,000万円	28,000円		27,000円	29,000円	25,350円	27,290円
~5,000万円	35,000円		29,000円	31,000円	27,080円	29,020円
~6,000万円	42,000円		36,000円	40,000円	33,660円	37,540円
~7,000万円	49,000円		43,000円	47,000円	40,240円	44,120円
~8,000万円	56,000円		50,000円	54,000円	46,820円	50,700円
~9,000万円	63,000円		57,000円	61,000円	53,400円	57,280円
~1億円	70,000円		64,000円	68,000円	59,980円	63,860円
~1.1億円	77,000円		71,000円	78,000円	66,560円	73,350円
~1.2億円	84,000円		77,000円	84,000円	72,170円	78,960円
~1.3億円	91,000円		83,000円	91,000円	77,780円	85,540円
~1.4億円	98,000円		89,000円	97,000円	83,390円	91,150円
~1.5億円	105,000円		95,000円	102,000円	89,000円	95,790円
~1.6億円	112,000円		101,000円	111,000円	94,610円	104,310円
~1.7億円	119,000円		107,000円	117,000円	100,220円	109,920円
~1.8億円	126,000円		113,000円	123,000円	105,830円	115,530円
~1.9億円	133,000円		119,000円	129,000円	111,440円	121,140円
~2億円	140,000円		124,000円	134,000円	116,080円	125,780円
~2.1億円	147,000円		131,000円	141,000円	122,660円	132,360円
~2.2億円	154,000円		138,000円	148,000円	129,240円	138,940円
~2.3億円	161,000円		146,000円	156,000円	136,790円	146,490円
~2.4億円	168,000円		153,000円	163,000円	143,370円	153,070円
~2.5億円	175,000円		160,000円	170,000円	149,950円	159,650円
~2.6億円	182,000円		167,000円	177,000円	156,530円	166,230円
~2.7億円	189,000円		174,000円	184,000円	163,110円	172,810円
~2.8億円	196,000円		181,000円	191,000円	169,690円	179,390円
~2.9億円	203,000円		188,000円	198,000円	176,270円	185,970円
~3億円	210,000円		196,000円	206,000円	183,820円	193,520円



中途加入の場合の保険料は まもりす倶楽部事務局までお問い合わせください。

TEL:03-6435-8873



*加入依頼書がまもりす倶楽部事務局に到着後、保険料の振込先を記載した請求書を送付させていただきます。

保険料に関するご注意事項

- ・年会費、建設工事保険、請負業者賠償責任保険および運送保険は完成工事高(消費税込)で計算します。
- ・事業活動総合保険(傷害プラン)、被害トラブル弁護士費用保険および情報漏えい保険は売上高(消費税込)で計算します。
- ・自社工事(モデルハウス等)が含まれる場合は、その費用を完成工事高・売上高に含めてください。
- ・完成工事高や売上高が10億円を超える場合のお見積りはまもりす倶楽部事務局へお問い合わせください。
- ・中途加入の場合は、翌月1日から2025年4月1日までの期間を月割にした会費・保険料となります。お見積りはまもりす倶楽部事務局までお問い合わせください。
- ・年会費及び保険料のお支払いは一括払となります。

◆保険料(売上高で算出する保険制度)

(保険期間1年、一括払) [非課税]

売上高	④ 事業活動総合保険料				⑤ 情報漏えい 保険料	⑥ 被害トラブル 弁護士費用保険
	プランA	プランB	プランC	プランD		
～1,000万円	9,340円	12,400円	19,610円	22,540円	15,600円	180,000円
～2,000万円	14,010円	18,600円	29,410円	33,830円	15,600円	
～3,000万円	23,350円	31,010円	49,040円	56,370円	15,600円	
～4,000万円	31,640円	42,000円	66,410円	76,330円	15,600円	
～5,000万円	37,920円	50,340円	79,610円	91,540円	19,500円	
～6,000万円	44,150円	58,620円	92,700円	106,560円	23,400円	
～7,000万円	50,920円	67,600円	106,900円	122,930円	27,200円	
～8,000万円	57,310円	76,080円	120,320円	138,350円	31,100円	
～9,000万円	63,130円	83,810円	132,690円	152,580円	35,000円	
～1億円	68,260円	90,660円	143,870円	165,520円	38,900円	
～1.1億円	73,080円	97,070円	154,340円	177,610円	42,800円	
～1.2億円	77,540円	103,020円	164,030円	188,800円	46,700円	
～1.3億円	81,680円	108,540円	173,020円	199,180円	50,600円	
～1.4億円	85,470円	113,590円	181,220円	208,660円	54,400円	
～1.5億円	88,950円	118,240円	188,740円	217,340円	58,300円	
～1.6億円	92,070円	122,390円	195,440円	225,050円	62,200円	
～1.7億円	94,880円	126,140円	201,470円	232,000円	66,100円	
～1.8億円	97,340円	129,400円	206,690円	238,040円	70,000円	
～1.9億円	99,480円	132,240円	211,220円	243,250円	73,900円	
～2億円	101,270円	134,620円	214,970円	247,550円	77,800円	
～2.1億円	104,320円	138,670円	221,560円	255,190円	79,300円	
～2.2億円	108,870円	144,740円	231,580円	266,800円	80,900円	
～2.3億円	113,390円	150,780円	241,520円	278,290円	82,400円	
～2.4億円	117,920円	156,840円	251,500円	289,840円	84,000円	
～2.5億円	122,400円	162,810円	261,340円	301,230円	85,500円	
～2.6億円	126,880円	168,800円	271,190円	312,630円	87,100円	
～2.7億円	131,370円	174,790円	281,070円	324,070円	88,600円	
～2.8億円	135,800円	180,710円	290,830円	335,380円	90,200円	
～2.9億円	140,280円	186,700円	300,690円	346,780円	91,800円	
～3億円	144,720円	192,620円	310,420円	358,050円	93,300円	

まもりす倶楽部 団体保険制度 年間保険料表

◆年会費(PL保険料を含みます。)

WEBからのご加入で年会費が10%割引!!!
(PL保険料部分は変動しません。)

*PL保険料部分是非課税です。

[税込]

完成工事高	～0.5億円	～1.5億円	～3億円	～5億円	～8億円	～10億円
年会費 (うちPL保険料)	22,000円 (9,490円)	32,000円 (21,350円)	58,000円 (36,300円)	88,000円 (51,950円)	120,000円 (65,180円)	145,000円 (74,010円)

◆保険料(完成工事高で算出する保険制度)

(保険期間1年、一括払) [非課税]

施設所有管理者賠償責任保険の補償を
追加した保険料となっています。

※建設工事保険、請負業者賠償責任保険の
両方にご加入の場合は
セット割引が適用されます。

完成工事高	① 建設工事保険料	② 運送保険料 (①にご加入する場合 のみお申込み可能)	③A 請負業者賠償責任保険料 (請負業者賠償責任保険のみ加入の場合)		③B 請負業者賠償責任保険料 (建設工事保険、請負業者賠償責任保険の両方にご加入の場合)	
			(支払限度額:3億円)	(支払限度額:5億円)	(支払限度額:3億円)	(支払限度額:5億円)
～3.1億円	217,000円	70,000円	202,000円	213,000円	189,430円	200,100円
～3.2億円	224,000円		208,000円	220,000円	195,040円	206,680円
～3.3億円	231,000円		214,000円	227,000円	200,650円	213,260円
～3.4億円	238,000円		220,000円	234,000円	206,260円	219,840円
～3.5億円	245,000円		226,000円	241,000円	211,870円	226,420円
～3.6億円	252,000円		232,000円	247,000円	217,480円	232,030円
～3.7億円	259,000円		237,000円	253,000円	222,120円	237,640円
～3.8億円	266,000円		242,000円	259,000円	226,760円	243,250円
～3.9億円	273,000円		247,000円	265,000円	231,400円	248,860円
～4億円	280,000円		252,000円	271,000円	236,040円	254,470円
～4.1億円	287,000円		257,000円	278,000円	240,680円	261,050円
～4.2億円	294,000円		262,000円	285,000円	245,320円	267,630円
～4.3億円	301,000円		267,000円	292,000円	249,960円	274,210円
～4.4億円	308,000円		272,000円	299,000円	254,600円	280,790円
～4.5億円	315,000円		277,000円	306,000円	259,240円	287,370円
～4.6億円	322,000円		282,000円	312,000円	263,880円	292,980円
～4.7億円	329,000円		287,000円	318,000円	268,520円	298,590円
～4.8億円	336,000円		292,000円	324,000円	273,160円	304,200円
～4.9億円	343,000円		297,000円	330,000円	277,800円	309,810円
～5億円	350,000円		302,000円	337,000円	282,440円	316,390円
～6億円	420,000円	342,000円	403,000円	319,140円	378,310円	
～7億円	490,000円	382,000円	470,000円	355,840円	441,200円	
～8億円	560,000円	422,000円	537,000円	392,540円	504,090円	
～9億円	630,000円	462,000円	604,000円	429,240円	566,980円	
～10億円	700,000円	502,000円	670,000円	465,940円	628,900円	



中途加入の場合の保険料は まもりす倶楽部事務局までお問い合わせください。

TEL:03-6435-8873



*加入依頼書がまもりす倶楽部事務局に到着後、保険料の振込先を記載した請求書を送付させていただきます。

保険料に関するご注意事項

- ・年会費、建設工事保険、請負業者賠償責任保険および運送保険は完成工事高(消費税込)で計算します。
- ・事業活動総合保険(傷害プラン)、被害トラブル弁護士費用保険および情報漏えい保険は売上高(消費税込)で計算します。
- ・自社工事(モデルハウス等)が含まれる場合は、その費用を完成工事高・売上高に含めてください。
- ・完成工事高や売上高が10億円を超える場合のお見積りはまもりす倶楽部事務局へお問い合わせください。
- ・中途加入の場合は、翌月1日から2025年4月1日までの期間を月割にした会費・保険料となります。お見積りはまもりす倶楽部事務局までお問い合わせください。
- ・年会費及び保険料のお支払いは一括払となります。

◆保険料(売上高で算出する保険制度)

(保険期間1年、一括払) [非課税]

売上高	④ 事業活動総合保険料				⑤ 情報漏えい 保険料	⑥ 被害トラブル 弁護士費用保険
	プランA	プランB	プランC	プランD		
～3.1億円	149,160円	198,540円	320,200円	369,370円	94,900円	187,000円
～3.2億円	153,530円	204,390円	329,840円	380,550円	96,400円	
～3.3億円	157,900円	210,230円	339,450円	391,680円	98,000円	
～3.4億円	162,330円	216,140円	349,140円	402,930円	99,500円	
～3.5億円	166,690円	221,950円	358,750円	413,990円	101,100円	
～3.6億円	171,100円	227,840円	368,440円	425,210円	102,600円	
～3.7億円	175,430円	233,620円	377,950円	436,200円	104,200円	
～3.8億円	179,810円	239,450円	387,560円	447,330円	105,700円	
～3.9億円	184,100円	245,180円	396,990円	458,270円	107,300円	
～4億円	188,370円	250,900円	406,410円	469,170円	108,800円	
～4.1億円	192,720円	256,690円	415,950円	480,190円	110,400円	193,000円
～4.2億円	196,970円	262,370円	425,300円	491,020円	112,000円	
～4.3億円	201,270円	268,110円	434,770円	502,010円	113,500円	
～4.4億円	205,510円	273,780円	444,090円	512,760円	115,100円	
～4.5億円	209,800円	279,500円	453,510円	523,690円	116,600円	
～4.6億円	214,010円	285,120円	462,760円	534,380円	118,200円	
～4.7億円	218,200円	290,700円	471,950円	545,020円	119,700円	
～4.8億円	222,440円	296,390円	481,310円	555,860円	121,300円	
～4.9億円	226,600円	301,930円	490,440円	566,440円	122,800円	
～5億円	230,850円	307,600円	499,770円	577,220円	124,400円	
～6億円	258,560円	344,620円	560,970円	646,760円	127,900円	199,000円
～7億円	300,950円	401,230円	654,550円	752,770円	134,900円	205,000円
～8億円	342,750円	457,080円	746,890円	857,330円	141,900円	211,000円
～9億円	383,980円	512,160円	837,940円	960,470円	148,900円	217,000円
～10億円	424,670円	566,490円	927,750円	1,062,170円	155,900円	223,000円

まもりす倶楽部 団体保険制度 年間保険料表

◆保険料(売上高で算出する保険制度)

(保険期間1年、一括払) [非課税]

売上高	⑦ 売掛補償サポート		売上高	⑦ 売掛補償サポート	
	プランA	プランB		プランA	プランB
～1,000万円	19,050円	21,590円	～5.1億円	263,580円	321,480円
～2,000万円	29,660円	34,250円	～5.2億円	267,220円	325,720円
～3,000万円	38,650円	45,160円	～5.3億円	270,860円	329,920円
～4,000万円	46,760円	55,090円	～5.4億円	274,460円	334,100円
～5,000万円	54,280円	64,360円	～5.5億円	278,050円	338,270円
～6,000万円	61,200円	72,800円	～5.6億円	281,640円	342,410円
～7,000万円	67,800円	80,860円	～5.7億円	285,190円	346,540円
～8,000万円	74,130円	88,620円	～5.8億円	288,750円	350,650円
～9,000万円	80,220円	96,120円	～5.9億円	292,270円	354,730円
～1億円	86,130円	103,390円	～6億円	295,780円	358,800円
～1.1億円	91,860円	110,470円	～6.1億円	299,290円	362,840円
～1.2億円	97,460円	117,380円	～6.2億円	302,780円	366,880円
～1.3億円	102,930円	124,140円	～6.3億円	306,260円	370,900円
～1.4億円	108,280円	130,770円	～6.4億円	309,710円	374,900円
～1.5億円	113,520円	137,280円	～6.5億円	313,160円	378,880円
～1.6億円	118,670円	143,670円	～6.6億円	316,600円	382,850円
～1.7億円	123,730円	149,950円	～6.7億円	320,010円	386,800円
～1.8億円	128,720円	156,140円	～6.8億円	323,430円	390,740円
～1.9億円	133,630円	162,260円	～6.9億円	326,820円	394,660円
～2億円	138,470円	168,280円	～7億円	330,200円	398,570円
～2.1億円	142,950円	173,930円	～7.1億円	333,580円	402,460円
～2.2億円	147,380円	179,510円	～7.2億円	336,940円	406,340円
～2.3億円	151,740円	185,020円	～7.3億円	340,290円	410,210円
～2.4億円	156,050円	190,480円	～7.4億円	343,630円	414,050円
～2.5億円	160,320円	195,870円	～7.5億円	346,950円	417,890円
～2.6億円	164,530円	201,200円	～7.6億円	350,270円	421,710円
～2.7億円	168,710円	206,480円	～7.7億円	353,580円	425,520円
～2.8億円	172,830円	211,710円	～7.8億円	356,880円	429,330円
～2.9億円	176,920円	216,890円	～7.9億円	360,160円	433,110円
～3億円	180,970円	222,020円	～8億円	363,430円	436,880円
～3.1億円	184,990円	227,120円	～8.1億円	366,700円	440,640円
～3.2億円	188,970円	232,150円	～8.2億円	369,950円	444,390円
～3.3億円	192,900円	237,160円	～8.3億円	373,210円	448,130円
～3.4億円	196,820円	242,130円	～8.4億円	376,440円	451,850円
～3.5億円	200,700円	247,060円	～8.5億円	379,660円	455,570円
～3.6億円	204,680円	251,950円	～8.6億円	382,890円	459,410円
～3.7億円	208,780円	256,800円	～8.7億円	386,090円	463,360円
～3.8億円	212,860円	261,630円	～8.8億円	389,300円	467,310円
～3.9億円	216,910円	266,420円	～8.9億円	392,480円	471,260円
～4億円	220,930円	271,180円	～9億円	395,660円	475,180円
～4.1億円	224,930円	275,910円	～9.1億円	398,840円	479,110円
～4.2億円	228,900円	280,600円	～9.2億円	402,000円	483,020円
～4.3億円	232,850円	285,270円	～9.3億円	405,170円	486,910円
～4.4億円	236,780円	289,920円	～9.4億円	408,310円	490,810円
～4.5億円	240,690円	294,540円	～9.5億円	411,450円	494,690円
～4.6億円	244,570円	299,130円	～9.6億円	414,590円	498,570円
～4.7億円	248,440円	303,690円	～9.7億円	417,710円	502,430円
～4.8億円	252,280円	308,230円	～9.8億円	420,830円	506,280円
～4.9億円	256,110円	312,750円	～9.9億円	423,940円	510,130円
～5億円	259,920円	317,240円	～10億円	427,040円	513,970円

(注)売上高10億円超の場合は、お問い合わせ先に記載のまもりす倶楽部事務局までご連絡ください。

MEMO

共同保険等に関するご説明

この保険契約は以下の保険会社による共同保険契約であり、損害保険ジャパン株式会社が幹事保険会社として、他の引受保険会社の代理・代行を行っております。引受保険会社は各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

引受保険会社



損害保険ジャパン株式会社



TOKIO MARINE
NICHIDO

東京海上日動

MS&AD

三井住友海上火災保険株式会社

年会費 (PL 保険料を含みます。)

●1年ごとに以下の会費が必要です。※年間の完成工事高により、異なります。(一括払) [税込]

完成工事高	～0.5億円	～1.5億円	～3億円	～5億円	～8億円	～10億円
年会費 (うちPL保険料)	22,000円 (9,490円)	32,000円 (21,350円)	58,000円 (36,300円)	88,000円 (51,950円)	120,000円 (65,180円)	145,000円 (74,010円)

※PL保険料部分は非課税です。

※完成工事高が10億円を超える場合の年会費についてはお問い合わせください。

※4月以降にお申込みされる場合の会費は、毎月15日までの受付分について、翌月1日から2025年4月1日までの期間を月割にした会費となりますので、お問い合わせください。

お問い合わせ先

●保険契約者

まもりす倶楽部 事務局

加入手続き・契約内容に関するお問い合わせはこちらまで

〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-38 芝公園三丁目ビル
TEL:03-6435-8873 FAX:03-5733-5322
ホームページアドレス: <https://www.mamoris.jp/>

●引受幹事保険会社

損害保険ジャパン株式会社 営業開発部第一課

受付時間: 平日 午前9:00～午後5:00まで(年末年始を除きます。)

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL:03-3349-3322 FAX:03-6388-0155

公式ウェブサイト: <https://www.sompo-japan.co.jp/>

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】0570-022808〈通話料有料〉

受付時間: 平日の午前9時15分～午後5時 (土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)

●事故時のご連絡先

まもりす倶楽部 事務局

受付時間: 平日 午前9:00～午後5:00まで(年末年始を除きます。)

TEL:03-6435-8873 FAX:03-5733-5322

夜間・休日のご連絡は以下にお願いします。

損保ジャパン事故サポートセンター

TEL:0120-727-110

●取扱代理店

住宅保証機構株式会社

〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-38

芝公園三丁目ビル

TEL:03-6435-8873 FAX:03-5733-5322

ホームページアドレス: <https://www.mamoris.jp/>

受付時間: 平日 午前9:00～午後5:00まで

(年末年始を除きます。)

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>) でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。なお、入会日から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、まもりす倶楽部事務局までお問い合わせください。

(2209012312)(SJ23-12282 2023.12.26)